

# 第4期 三島市障害者計画 (案)

## <「障がい」の表記について>

本計画書では、「障害」という用語を、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

平成30年1月

三 島 市



# 目次

## 第1章 計画の概要

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 計画の趣旨.....            | 1 |
| 2 計画の位置づけ・他の計画との関係..... | 2 |
| 3 計画の期間.....            | 3 |

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 人口構造.....          | 4  |
| 2 障害者手帳所持者の状況.....   | 5  |
| 3 障害福祉サービスの利用状況..... | 12 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 基本的理念と基本目標の設定..... | 15 |
| 2 基本方針.....          | 16 |
| 3 施策の体系.....         | 17 |

## 第4章 障害者計画の展開

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実）..... | 20 |
| 2 社会参加（学・職・遊の環境整備）.....      | 29 |
| 3 福祉のまちづくり（生活環境の整備）.....     | 40 |
| 4 ハートづくり（相互理解と交流促進）.....     | 48 |
| 5 計画推進（推進体制の整備）.....         | 54 |

## 第5章 障害者計画の推進のために

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 市民・民間事業者・行政の協働..... | 58 |
| 2 全庁的な推進体制の整備.....    | 58 |
| 3 計画の管理.....          | 58 |



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

本市は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までを計画期間とする「第3期三島市障害者計画」を策定し、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。この間、平成27年度（2015年度）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく「第4期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んできましたが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

国は平成17年（2005年）4月に「発達障害者支援法」を施行し、発達障がいのある人への総合的な支援の流れを明確化しました。

また、平成18年（2006年）4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神障がいの障がい種別ごとに提供されていた福祉サービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められ、利用者負担の見直しや国の財政責任の強化が図られました。さらに平成22年（2010年）12月には、同法が改正され、利用者負担の見直し（応益負担から原則応能負担へ変更など）、障がいのある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化などが図られました。

平成23年（2011年）8月に本計画の根拠となる「障害者基本法」が一部改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。その改正を踏まえ、障害者自立支援法の目的規定を改正し、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者総合支援法」が平成25年（2013年）4月に施行されました。この間、平成24年（2012年）には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、また「障害者優先調達推進法」の制定、「障害者雇用促進法」の改正など、様々な国内法の整備が進められてきました。

こうした国内法整備を経て、平成26年（2014年）1月に障害者の権利に関する条約が批准され、同年2月に発効しました。そして、平成28年（2016年）4月には差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

国では障害者基本法に基づき、平成29年（2017年）「障害者基本計画（第4次）」の改定を行っており、そのなかで実現すべき社会として、一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しもかわることはないという価値観を共有する共生社会、障がいや病気の有無等に係わらず、誰もが活躍できる社会、そして障害者施策がすべての方の安全や社会経済の進歩につながる社会が掲げられています。

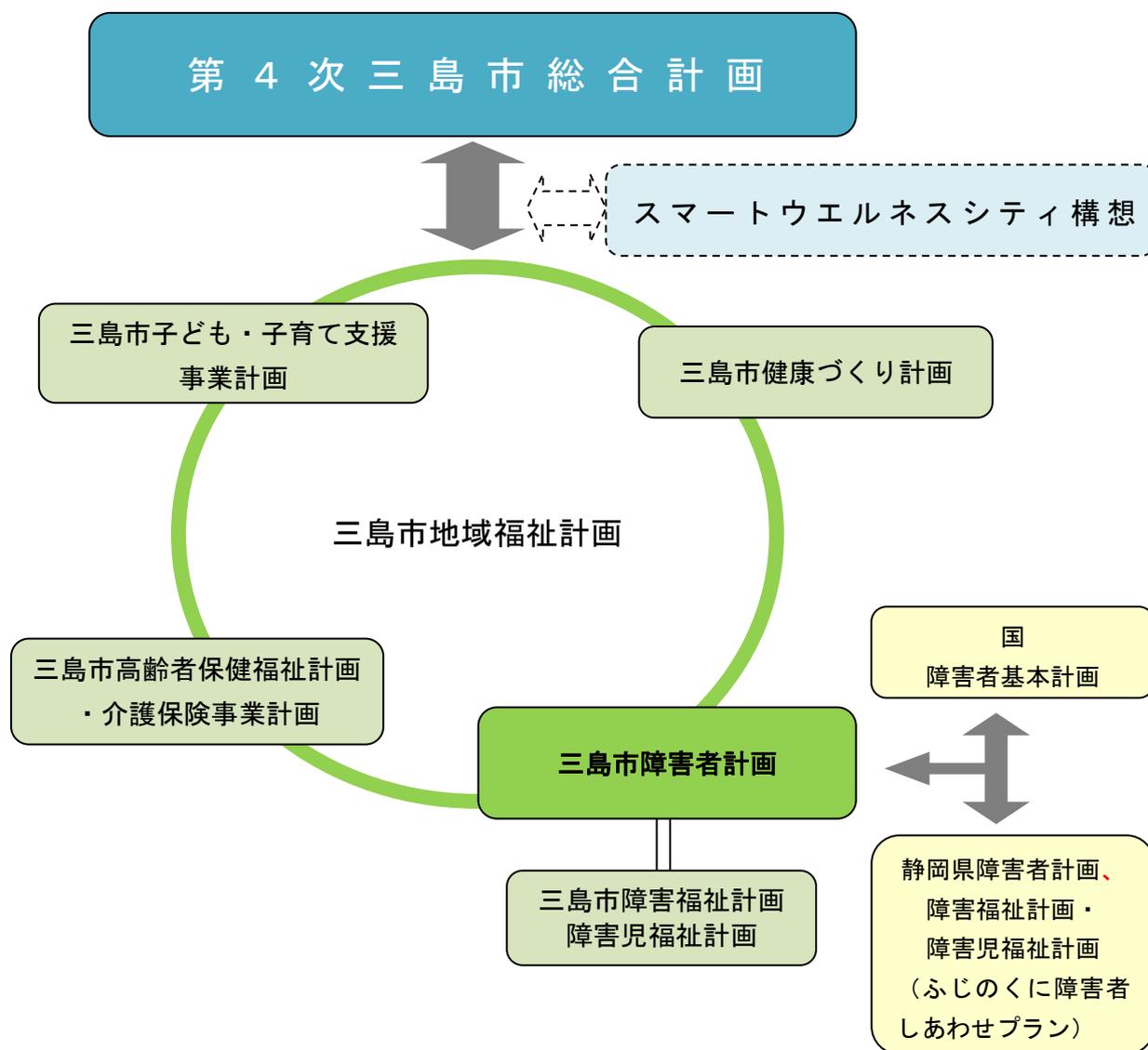
このような状況に対応するため、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、切れ目のない支援等を通じた障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第4期三島市障害者計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ・他の計画との関係

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び「静岡県障害者計画」を踏まえたものとしします。

また、この計画は「第4次三島市総合計画」に即したものとするほか、本市の関連計画である「三島市地域福祉計画」「三島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「三島市子ども・子育て支援事業計画」「三島市健康づくり計画」などの各種計画との整合性をもったものとしします。

【「三島市障害者計画」と他の計画との関係】

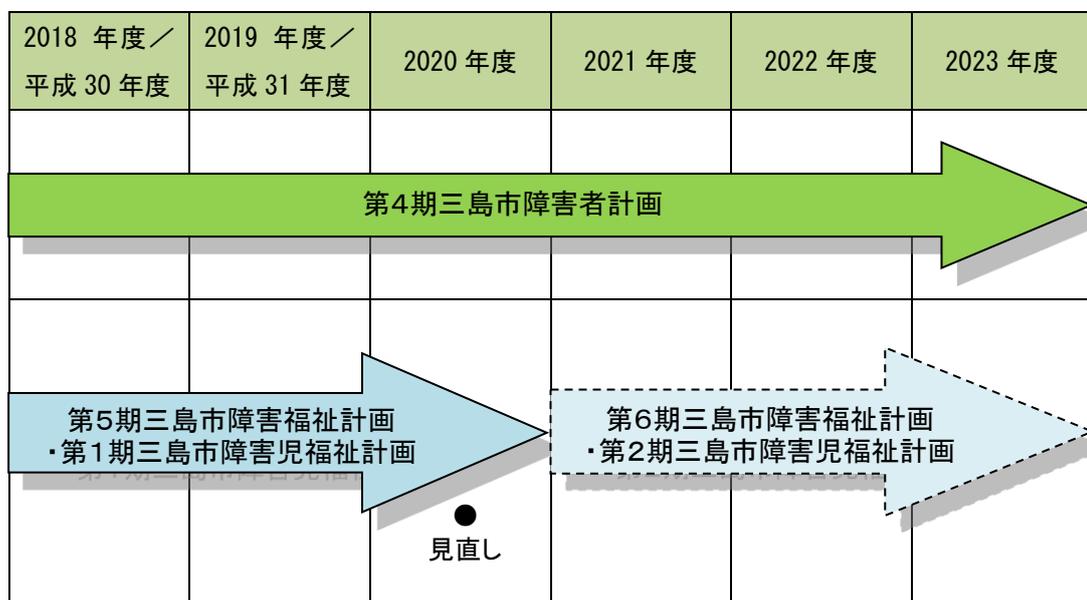


### 3 計画の期間

『第4期三島市障害者計画』は、「障害者基本法」に基づき、本市の障がい者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、2018年度／平成30年度から2023年度までの6年間を計画期間とします。

『第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画』は、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づき、2018年度／平成30年度から2020年度までの3年間を計画期間とし、2020年度に必要な見直しを行い、2021年度から2023年度までの3年間を第6期及び第2期とします。

【計画の期間】



## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1 人口構造

本市の総人口は、平成28年度（2016年度）末現在で111,239人となっています。年少人口は平成23年度（2011年度）13.4%でしたが、平成28年度（2016年度）は12.9%、高齢者人口は平成23年度（2011年度）23.2%でしたが、平成28年度（2016年度）は27.7%となり、少子高齢化が進んでいます。

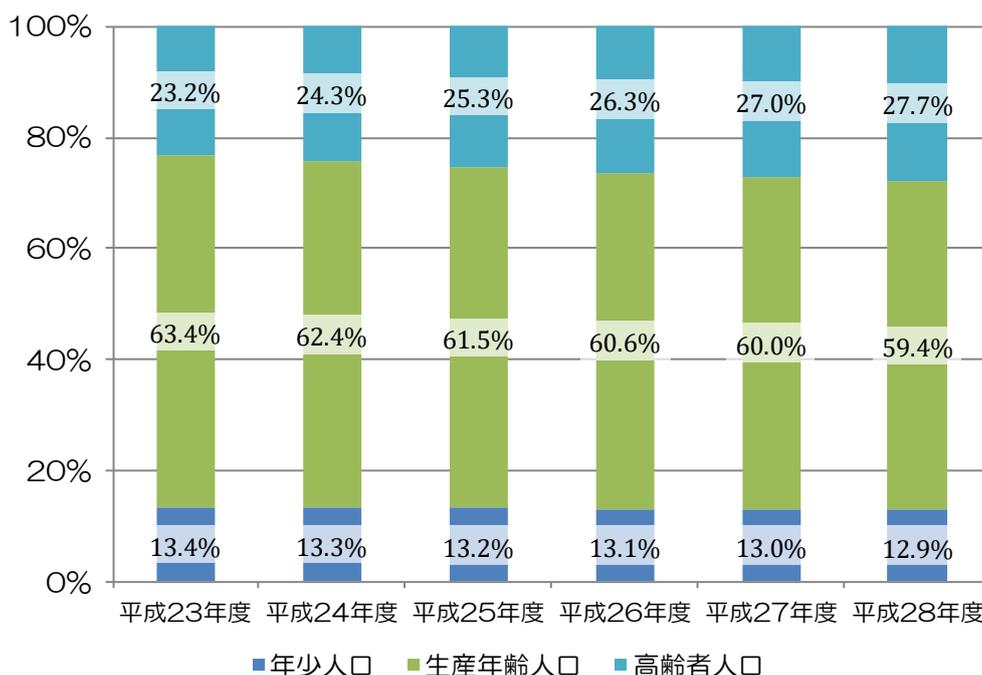
#### 【総人口・年齢3区分の推移】

（上段：人、下段：総人口に対する比率）

|                  | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総人口              | 113,119    | 112,632    | 112,395    | 111,616    | 111,483    | 111,239    |
|                  | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     |
| 年少人口<br>0～14歳    | 15,117     | 15,025     | 14,844     | 14,608     | 14,458     | 14,388     |
|                  | 13.4%      | 13.3%      | 13.2%      | 13.1%      | 13.0%      | 12.9%      |
| 生産年齢人口<br>15～64歳 | 71,730     | 70,244     | 69,087     | 67,667     | 66,909     | 66,065     |
|                  | 63.4%      | 62.4%      | 61.5%      | 60.6%      | 60.0%      | 59.4%      |
| 高齢者人口<br>65歳以上   | 26,272     | 27,363     | 28,464     | 29,341     | 30,116     | 30,786     |
|                  | 23.2%      | 24.3%      | 25.3%      | 26.3%      | 27.0%      | 27.7%      |

（各年度末現在：住民基本台帳+外国人登録）

#### 【総人口・年齢3区分の推移グラフ】



## 2 障害者手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者数

平成28年度（2016年度）末現在における本市の身体障害者手帳所持者数は3,239人で、総人口に対して2.9%、療育手帳所持者数は887人で総人口に対して0.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は447人で、総人口に対して0.4%となっています。

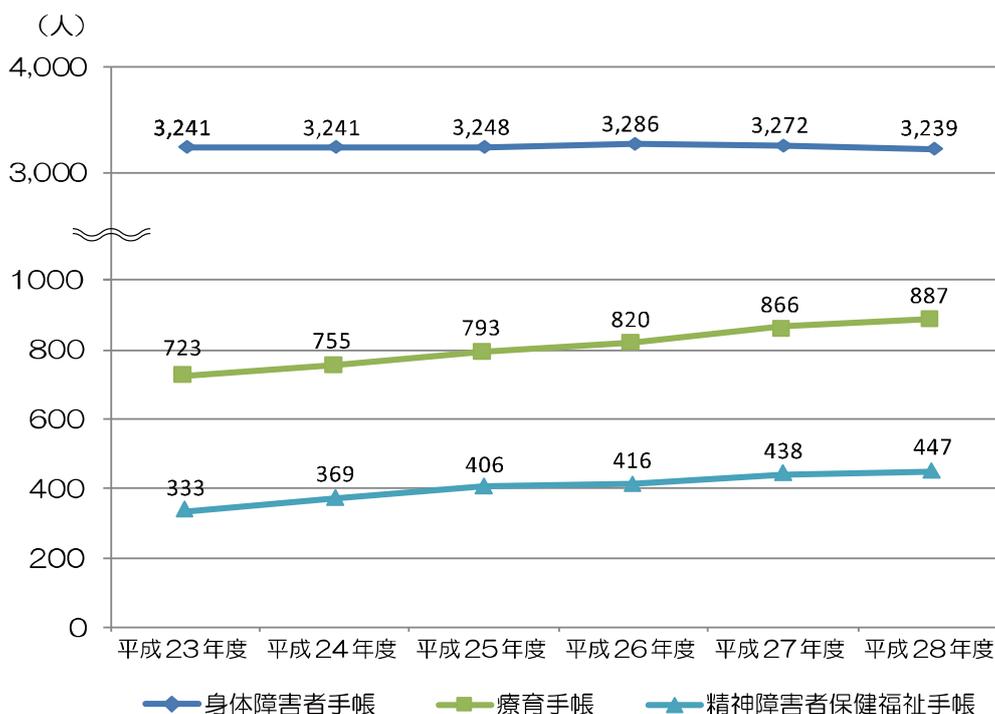
#### 【障害者手帳所持者数の推移】

（上段：人、下段：総人口に対する比率）

|                     | 平成<br>23年度        | 平成<br>24年度        | 平成<br>25年度        | 平成<br>26年度        | 平成<br>27年度        | 平成<br>28年度        |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口<br>(外国人含む)      | 113,119<br>100.0% | 112,632<br>100.0% | 112,395<br>100.0% | 111,616<br>100.0% | 111,483<br>100.0% | 111,239<br>100.0% |
| 身体障害者手帳<br>所持者数     | 3,241<br>2.9%     | 3,241<br>2.9%     | 3,248<br>2.9%     | 3,286<br>2.9%     | 3,272<br>2.9%     | 3,239<br>2.9%     |
| 療育手帳所持者数            | 723<br>0.6%       | 755<br>0.7%       | 793<br>0.7%       | 820<br>0.7%       | 866<br>0.8%       | 887<br>0.8%       |
| 精神障害者保健福祉<br>手帳所持者数 | 333<br>0.3%       | 369<br>0.3%       | 406<br>0.4%       | 416<br>0.4%       | 438<br>0.4%       | 447<br>0.4%       |
| 手帳所持者総数             | 4,297<br>3.8%     | 4,365<br>3.9%     | 4,447<br>4.0%     | 4,522<br>4.1%     | 4,576<br>4.1%     | 4,573<br>4.1%     |

（各年度末現在）

#### 【障害者手帳所持者数の推移グラフ】



## (2) 障害者手帳所持者の年齢構成

平成28年度(2016年度)末現在における本市の障害者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者で65歳以上は7.4%、療育手帳所持者で0歳~17歳は1.6%と割合が高くなっています。

### 【障害者手帳所持者の年齢構成】

(上段：人、下段：総人口に対する比率)

|                 | 0歳~17歳          | 18歳~64歳         | 65歳以上           | 計                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 総人口(外国人含む)      | 17,581<br>15.8% | 62,872<br>56.5% | 30,786<br>27.7% | 111,239<br>100.0% |
| 身体障害者手帳所持者数     | 66<br>0.4%      | 904<br>1.4%     | 2,269<br>7.4%   | 3,239<br>2.9%     |
| 療育手帳所持者数        | 283<br>1.6%     | 577<br>0.9%     | 27<br>0.09%     | 887<br>0.8%       |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 5<br>0.03%      | 370<br>0.6%     | 72<br>0.2%      | 447<br>0.4%       |
| 手帳所持者総数         | 354<br>2.0%     | 1,851<br>2.9%   | 2,368<br>7.7%   | 4,573<br>4.1%     |

(平成28年度末現在)

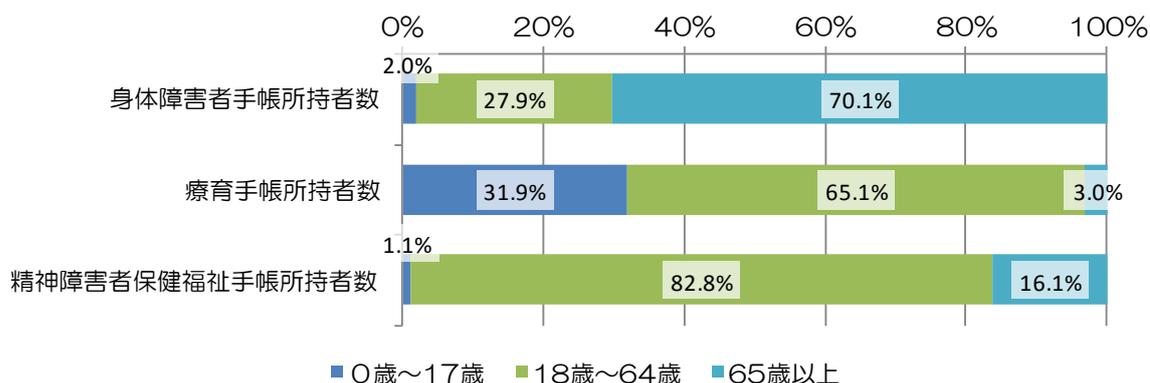
### 【障害者手帳所持者の種類別年齢構成の割合】

(%)

|                 | 0歳~17歳 | 18歳~64歳 | 65歳以上 | 計      |
|-----------------|--------|---------|-------|--------|
| 身体障害者手帳所持者数     | 2.0%   | 27.9%   | 70.1% | 100.0% |
| 療育手帳所持者数        | 31.9%  | 65.1%   | 3.0%  | 100.0% |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 1.1%   | 82.8%   | 16.1% | 100.0% |
| 手帳所持者総数         | 7.7%   | 40.5%   | 51.8% | 100.0% |

(平成28年度末現在)

### 【障害者手帳所持者の種類別年齢構成の割合グラフ】



### (3) 障がいの種類・等級別の身体障害者手帳所持者数

平成28年度(2016年度)末現在における本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっており、1級・2級の重度者は全体の54.5%、3級・4級の中度者は全体の34.8%、5級・6級の軽度者は全体の10.7%となっています。

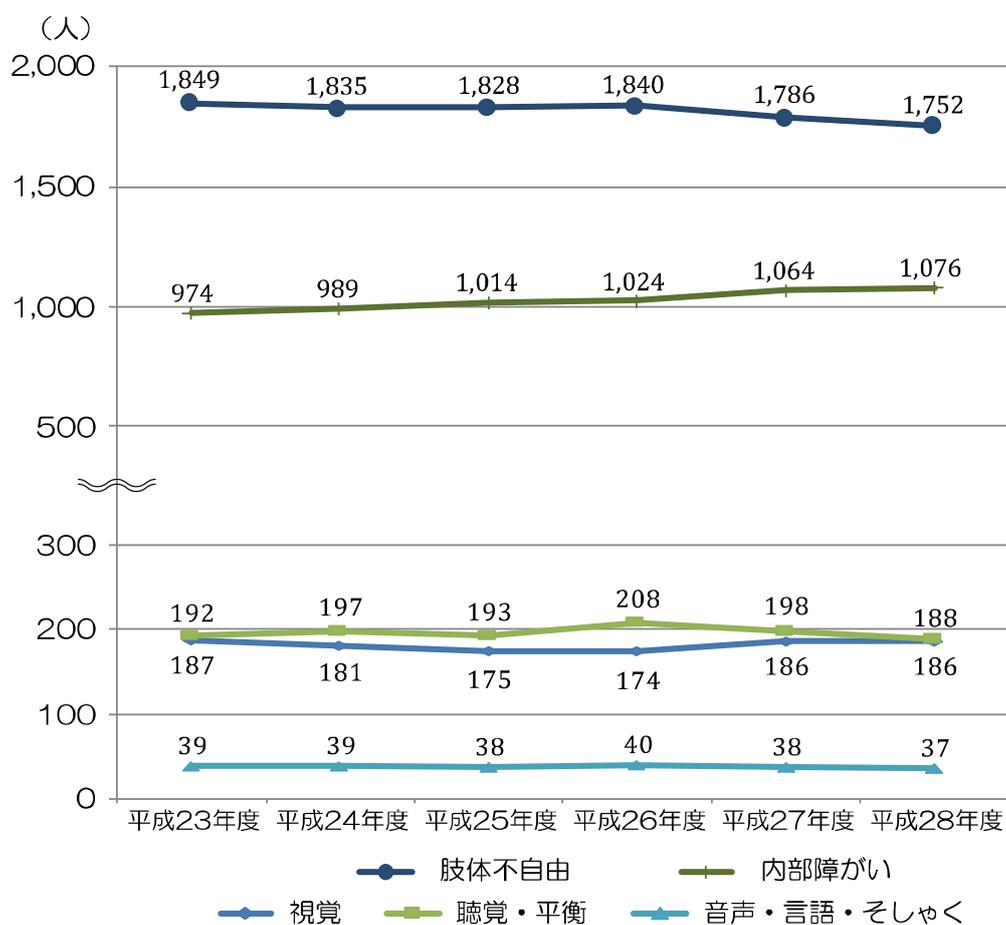
【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

|            | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 視覚         | 187        | 181        | 175        | 174        | 186        | 186        |
| 聴覚・平衡      | 192        | 197        | 193        | 208        | 198        | 188        |
| 音声・言語・そしゃく | 39         | 39         | 38         | 40         | 38         | 37         |
| 肢体不自由      | 1,849      | 1,835      | 1,828      | 1,840      | 1,786      | 1,752      |
| 内部障がい      | 974        | 989        | 1,014      | 1,024      | 1,064      | 1,076      |
| 計          | 3,241      | 3,241      | 3,248      | 3,286      | 3,272      | 3,239      |

(人)

(各年度末現在)

【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移グラフ】



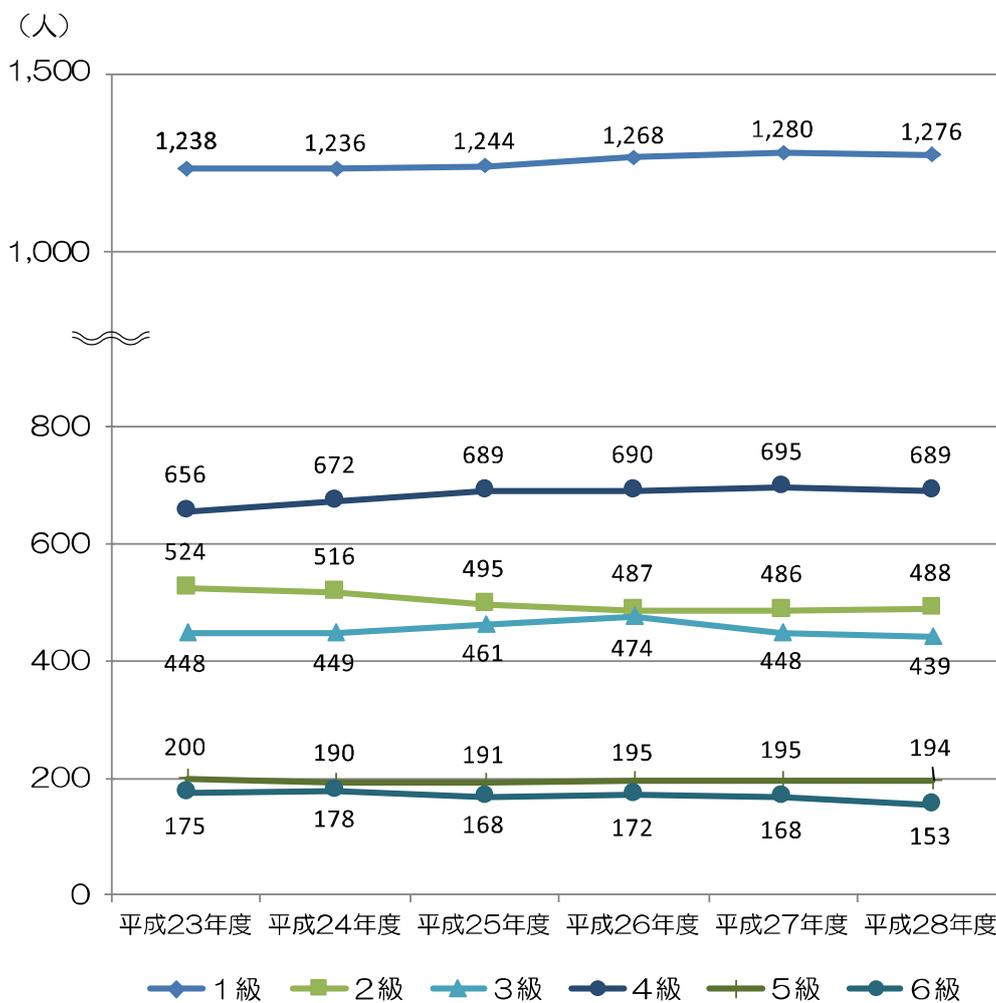
### 【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】

(人)

|    | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1級 | 1,238      | 1,236      | 1,244      | 1,268      | 1,280      | 1,276      |
| 2級 | 524        | 516        | 495        | 487        | 486        | 488        |
| 3級 | 448        | 449        | 461        | 474        | 448        | 439        |
| 4級 | 656        | 672        | 689        | 690        | 695        | 689        |
| 5級 | 200        | 190        | 191        | 195        | 195        | 194        |
| 6級 | 175        | 178        | 168        | 172        | 168        | 153        |
| 計  | 3,241      | 3,241      | 3,248      | 3,286      | 3,272      | 3,239      |

(各年度末現在)

### 【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移グラフ】



#### (4) 等級別の療育手帳所持者数

平成 28 年度（2016 年度）末現在における本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、Aの最重度・重度者は全体の 34.0%、Bの中度・軽度者は全体の 66.0%となっています。

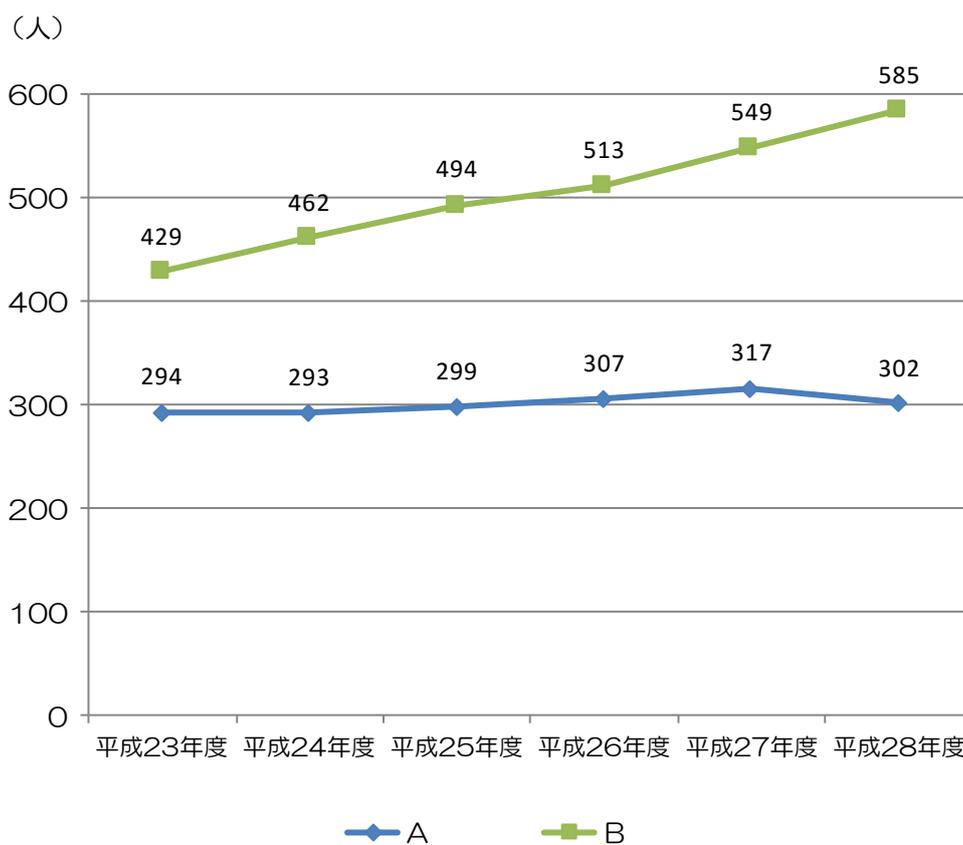
#### 【等級別の療育手帳所持者数の推移】

（上段：人、下段：全体に対する比率）

|   | 平成<br>23 年度   | 平成<br>24 年度   | 平成<br>25 年度   | 平成<br>26 年度   | 平成<br>27 年度   | 平成<br>28 年度   |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| A | 294<br>40.7%  | 293<br>38.8%  | 299<br>37.7%  | 307<br>37.4%  | 317<br>36.6%  | 302<br>34.0%  |
| B | 429<br>59.3%  | 462<br>61.2%  | 494<br>62.3%  | 513<br>62.6%  | 549<br>63.4%  | 585<br>66.0%  |
| 計 | 723<br>100.0% | 755<br>100.0% | 793<br>100.0% | 820<br>100.0% | 866<br>100.0% | 887<br>100.0% |

（各年度末現在）

#### 【等級別の療育手帳所持者数の推移グラフ】



(5) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成 28 年度（2016 年度）末現在における本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、1 級の重度者は全体の 8.7%、2 級の中度者は全体の 59.7%、3 級の軽度者は全体の 31.5%となっています。

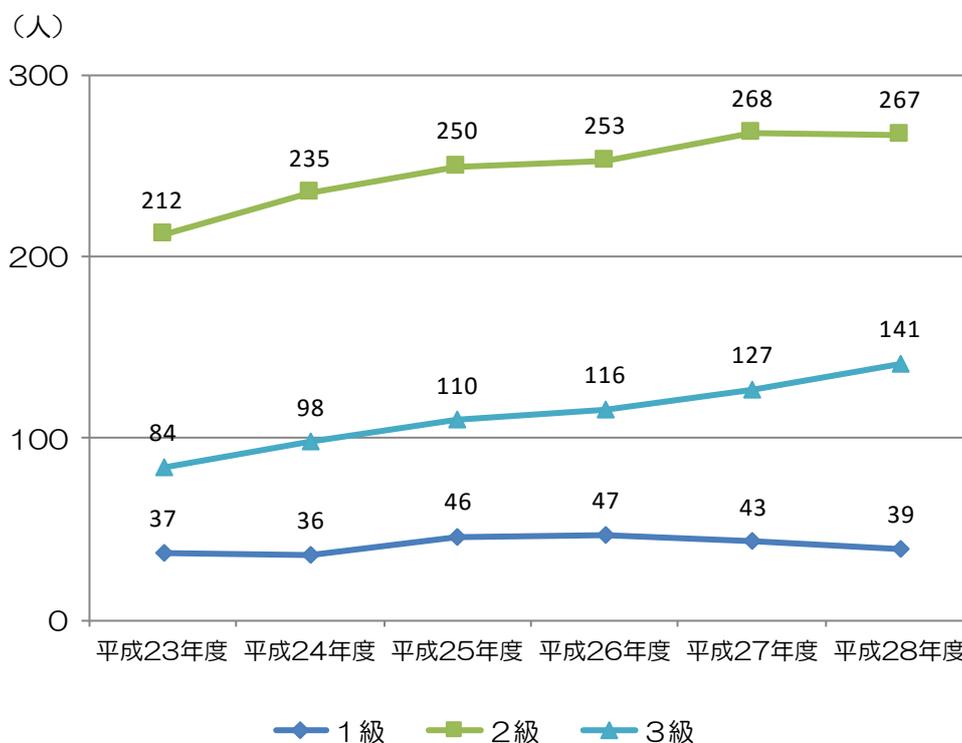
【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

（上段：人、下段：全体に対する比率）

|     | 平成<br>23 年度   | 平成<br>24 年度   | 平成<br>25 年度   | 平成<br>26 年度   | 平成<br>27 年度   | 平成<br>28 年度   |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1 級 | 37<br>11.1%   | 36<br>9.8%    | 46<br>11.3%   | 47<br>11.3%   | 43<br>9.8%    | 39<br>8.7%    |
| 2 級 | 212<br>63.7%  | 235<br>63.7%  | 250<br>61.6%  | 253<br>60.8%  | 268<br>61.2%  | 267<br>59.7%  |
| 3 級 | 84<br>25.2%   | 98<br>26.5%   | 110<br>27.1%  | 116<br>27.9%  | 127<br>29.0%  | 141<br>31.6%  |
| 計   | 333<br>100.0% | 369<br>100.0% | 406<br>100.0% | 416<br>100.0% | 438<br>100.0% | 447<br>100.0% |

（各年度末現在）

【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移グラフ】



(6) 自立支援医療（精神通院）の受給者数

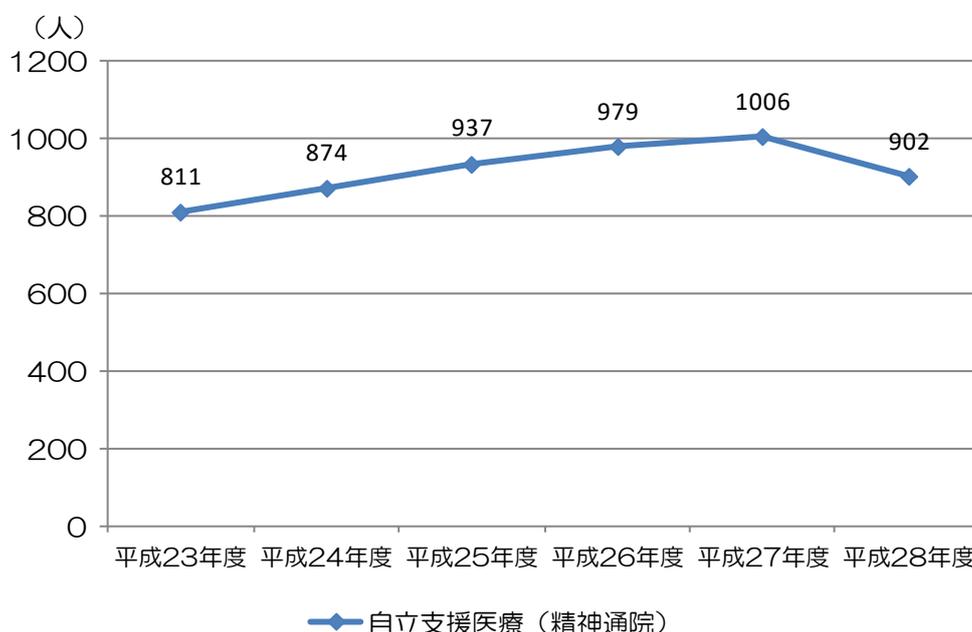
平成 28 年度（2016 年度）末現在における本市の自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、902 人となっています。

【自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移】

|                      | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 自立支援医療（精神通院）<br>受給者数 | 811         | 874         | 937         | 979         | 1,006       | 902         |

(人)  
(各年度末現在)

【自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移グラフ】



(7) その他の障がい

その他の障がいについては次のとおりです。

【その他の障がい者の状況】

|        | 人数   | 備考  |
|--------|--|---|
| 難病の患者  | 758 人  | 特定医療費（指定難病）受給者数<br>(平成 28 年度（2016 年度）末現在) |
| 発達障がい者 | 発達障がいのある人の数については、固有の手帳制度がないため、正確な数は把握されていません。<br>「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年（2012 年）12 月文部科学省）によると、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 6.5%（推定値）となっています。 |   |

### 3 障害福祉サービスの利用状況

#### (1) 訪問系サービスの利用者数

障がいのある人が、在宅で訪問を受けたり、施設に短期間入所するなどして利用するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

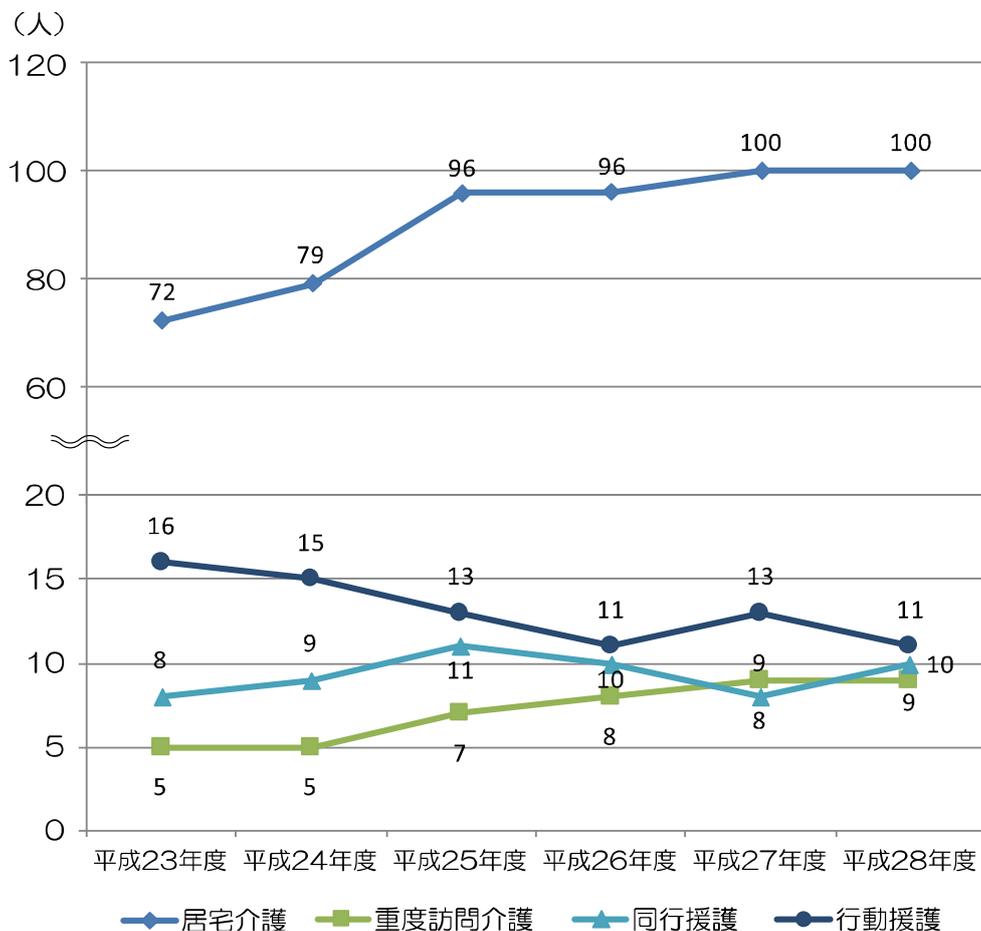
【訪問系サービスの利用者数の推移】

|            | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 居宅介護       | 72         | 79         | 96         | 96         | 100        | 100        |
| 重度訪問介護     | 5          | 5          | 7          | 8          | 9          | 9          |
| 同行援護       | 8          | 9          | 11         | 10         | 8          | 10         |
| 行動援護       | 16         | 15         | 13         | 11         | 13         | 11         |
| 重度障害者等包括支援 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 計          | 101        | 108        | 127        | 125        | 130        | 130        |

(人)

(各年度末現在：各年度末月サービス利用者)

【訪問系サービスの利用者数の推移グラフ】



## (2) 日中活動系サービスの利用者数

施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

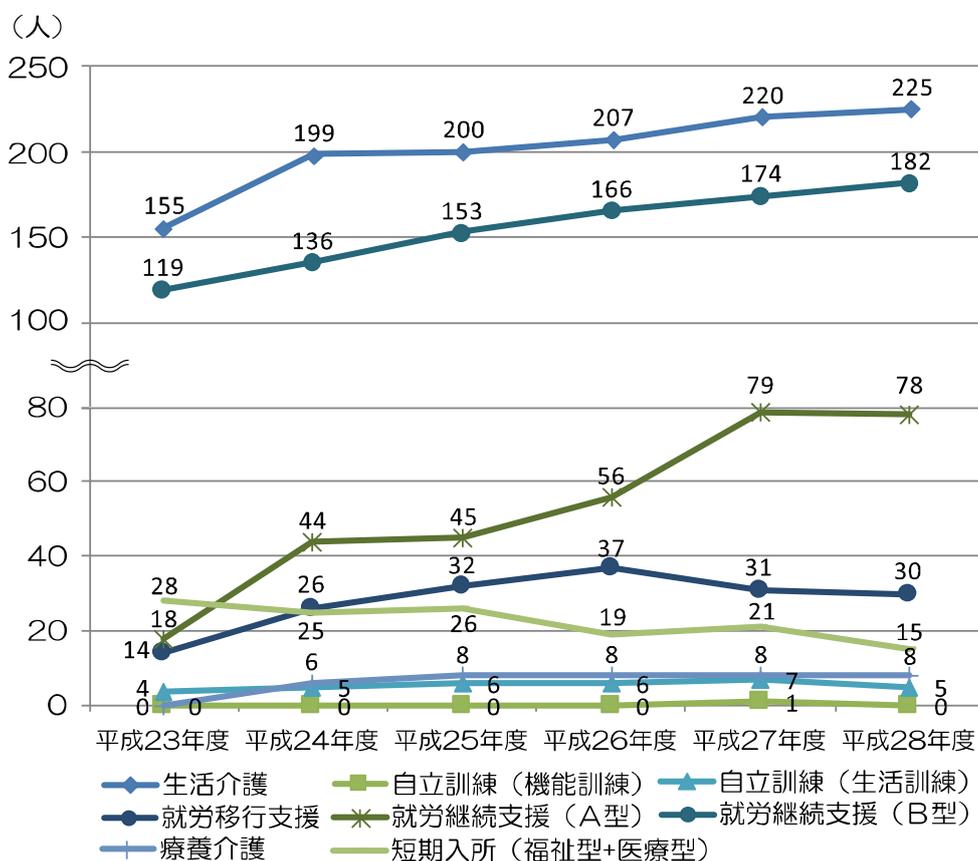
### 【日中活動系サービスの利用者数の推移】

|                |     | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 |
|----------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 生活介護           |     | 155        | 199        | 200        | 207        | 220        | 225        |
| 自立訓練<br>(機能訓練) |     | 0          | 0          | 0          | 0          | 1          | 0          |
| 自立訓練<br>(生活訓練) |     | 4          | 5          | 6          | 6          | 7          | 5          |
| 就労移行支援         |     | 14         | 26         | 32         | 37         | 31         | 30         |
| 就労継続支援A型       |     | 18         | 44         | 45         | 56         | 79         | 78         |
| 就労継続支援B型       |     | 119        | 136        | 153        | 166        | 174        | 182        |
| 療養介護           |     | 0          | 6          | 8          | 8          | 8          | 8          |
| 短期入所           | 福祉型 | 28         | 25         | 26         | 17         | 16         | 12         |
|                | 医療型 |            |            |            | 2          | 5          | 3          |
| 計              |     | 338        | 441        | 470        | 499        | 541        | 543        |

(人)

(各年度末現在：各年度末月サービス利用者)

### 【日中活動系サービスの利用者数の推移グラフ】



### (3) 居住系サービスの利用者数

施設などを住まいの場として提供するサービスを行います。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

【居住系サービスの利用者数の推移】

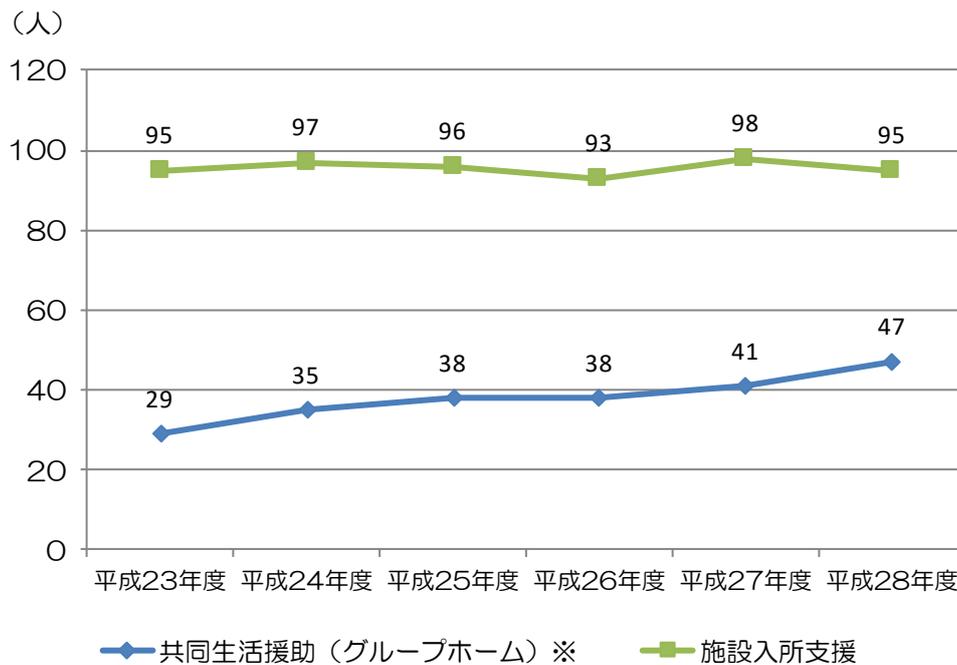
|                       | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) ※ | 29         | 35         | 38         | 38         | 41         | 47         |
| 施設入所支援                | 95         | 97         | 96         | 93         | 98         | 95         |
| 計                     | 124        | 132        | 134        | 131        | 139        | 142        |

(人)

(各年度末現在：各年度末月サービス利用者)

※平成25年度までは、共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)の合計

【居住系サービスの利用者数の推移グラフ】



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と基本目標の設定

私たちの住む地域には子どもや大人、高齢者、障がいのある人などさまざまな人が一緒に生活しています。障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指していかなければなりません。

本市では、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階において、もてる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活することを目指す「リハビリテーション」、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉える「インクルージョン」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

また「第4次三島市総合計画」に示す「健康・福祉を育むまちづくり」を推進するため、「障がいのある人を支える環境の充実」を目指し、「第4期三島市障害者計画」の基本理念を第3期計画から継承し“みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま”とします。

【基本理念】

「みんなでつくり みんなであゆむ

福祉のまち みしま」

基本理念の普及・啓発を通じ、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らしていく社会を実現させるため、本市の現状を踏まえ、以下のとおり計画の基本目標を設定します。

#### 【本計画の基本目標】

「障がいのある人への理解度（市民意識調査による）」

2017年度（平成29年度）：33.7%〈現状〉  
2020年度：40.0%  
2023年度：50.0%

## 2 基本方針

### (1) 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実）

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、多様なニーズを的確に把握し、障がいのある人のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行います。

また、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた個別的な支援や、女性や子ども及び高齢者など複合的に困難な状況に置かれている方へのきめ細かい配慮に努めます。

### (2) 社会参加（学・職・遊の環境整備）

障がいのある人が地域において自立し、社会参加しやすい社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上に努めます。このため、関係機関との連携などにより、障がいのある人の療育・教育の充実や雇用・就労の促進を図るほか、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去に向けた取組を推進していきます。

### (3) 福祉のまちづくり（生活環境の整備）

障がいのある人が安全かつ安心して利用できるように、公共施設やオープンスペースなどのバリアフリー化を推進します。

また、防災・防犯体制の充実を図るなど、共生社会の実現を図るという視点を持ちながら、さらに障がいのある人の視点に立った福祉のまちづくりを推進していきます。

### (4) ハートづくり（相互理解と交流促進）

障がいのある人はもとより、家族、ボランティアなどの多くの市民との協働で、すべての市民の人権を尊重する福祉社会の実現を目指します。

また、障がいのある人の福祉について啓発活動をさらに進め、市民の理解を深めていきます。

### (5) 計画推進（推進体制の整備）

計画の推進について、障がいのある人などのニーズの変化、財政事情の動向など、状況の変化に応じた弾力的な運用に努めていきます。

### 3 施策の体系

|                                       |                              | ページ                 |                     |    |
|---------------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|----|
| <b>1</b><br>生活支援<br>(保健・医療・福祉サービスの充実) | (1)<br>保健サービスの充実             | ①保健事業の充実            | 20                  |    |
|                                       |                              | ②健康づくりの推進           | 22                  |    |
|                                       | (2)<br>医療サービスの充実             | ①医療サービスの充実          | 23                  |    |
|                                       | (3)<br>福祉サービスの充実             | ①在宅福祉サービスの充実        | 24                  |    |
|                                       |                              | ②相談支援体制の充実          | 25                  |    |
|                                       |                              | ③生活支援の推進            | 26                  |    |
|                                       |                              | ④施設サービスの充実          | 28                  |    |
|                                       | <b>2</b><br>社会参加(学・職・遊の環境整備) | (1)<br>療育・教育の充実     | ①療育・保育体制の充実         | 29 |
|                                       |                              |                     | ②就学支援の充実            | 31 |
|                                       |                              |                     | ③小・中学校における特別支援教育の充実 | 32 |
| (2)<br>雇用・就労の促進                       |                              | ①就労支援体制の充実          | 34                  |    |
|                                       |                              | ②福祉的就労の推進           | 35                  |    |
|                                       |                              | ③就労の継続・安定の支援        | 36                  |    |
| (3)<br>余暇活動の充実                        |                              | ①スポーツ・レクリエーション活動の充実 | 37                  |    |
|                                       |                              | ②文化活動の推進            | 38                  |    |
|                                       |                              | ③生涯学習活動の充実          | 39                  |    |

|                            |                                  |                        |                |    |
|----------------------------|----------------------------------|------------------------|----------------|----|
| 3<br>福祉のまちづくり<br>(生活環境の整備) | (1)<br>住宅・建築物の<br>バリアフリー化<br>の推進 | ①官公庁施設・公共的施設のバリアフリー化   | 40             |    |
|                            |                                  | ②住宅施策の推進               | 41             |    |
|                            | (2)<br>オープン<br>スペースの整備           | ①歩行空間の整備               | 42             |    |
|                            |                                  | ②公園・水辺空間の整備            | 43             |    |
|                            | (3)<br>移動・交通手段<br>の整備            | ①移動・交通手段の整備            | 44             |    |
|                            | (4)<br>防災・防犯<br>体制の充実            | ①防災体制の整備・意識の向上         | 46             |    |
|                            |                                  | ②防犯体制の整備・意識の向上         | 47             |    |
|                            | 4<br>ハートづくり<br>(相互理解と交流促進)       | (1)<br>差別のない<br>社会づくり  | ①権利擁護のための体制の充実 | 48 |
|                            |                                  |                        | ②福祉教育の推進       | 50 |
|                            |                                  | (2)<br>ボランティア<br>活動の支援 | ①ボランティア活動の支援   | 51 |
| (3)<br>啓発活動の<br>推進         |                                  | ①啓発活動の推進               | 52             |    |
| (4)<br>相互交流の<br>促進         |                                  | ①自立意識の向上               | 53             |    |
|                            |                                  | ②団体・団体間交流への支援          | 53             |    |

The diagram shows a hierarchical structure. On the left, a vertical green bar contains the text '5 計画推進（推進体制の整備）'. A line from this bar branches into three octagonal boxes. The top box is labeled '(1) 組織・体制の整備' and connects to two rounded rectangular boxes: '①活動拠点の整備' (page 54) and '②市民参加体制の整備' (page 54). The middle box is labeled '(2) 人材の養成' and connects to two rounded rectangular boxes: '①専門職員等の養成・確保' (page 55) and '②教職員等の研修の充実' (page 56). The bottom box is labeled '(3) 情報提供体制の整備' and connects to one rounded rectangular box: '①情報提供体制の整備' (page 57). Each item is followed by a circular page number.

|                     |               |              |    |
|---------------------|---------------|--------------|----|
| 5 計画推進<br>（推進体制の整備） | (1) 組織・体制の整備  | ①活動拠点の整備     | 54 |
|                     |               | ②市民参加体制の整備   | 54 |
|                     | (2) 人材の養成     | ①専門職員等の養成・確保 | 55 |
|                     |               | ②教職員等の研修の充実  | 56 |
|                     | (3) 情報提供体制の整備 | ①情報提供体制の整備   | 57 |

## 第4章 障害者計画の展開

### 1 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実）

#### （1）保健サービスの充実

##### ①保健事業の充実

###### ●現状と課題

- 妊婦健康診査・乳幼児健康診査は、未受診者が発生しないよう受診率の向上を図っています。また、医療機関等と連携を図りながら支援が必要な妊婦・乳幼児へのフォローアップをしています。
- あそびの教室は、育児不安・育児ストレスなどの理由で参加する人が増加しており、虐待予防の観点から教室を継続する必要があります。支援を必要としている親子への対応をさらに強化し、療育支援室へスムーズに繋ぐことができるよう連携を深めながら取り組んでいます。
- 健康相談は、身体面、精神面、栄養、歯科など保護者の心配ごとに、きめ細やかに対応できるよう、専門スタッフを配置するなど強化を図っています。
- 成人の各種健康診査は国の目標値の受診率には届いていないため、受診率の向上が必要です。
- 精神保健相談は増加傾向にあり、電話・電子メール・面接・家庭訪問などの方法で相談に応じています。相談事例は多様化しており、また緊急性や長期的対応を求められる事例が多く、関係機関との連携が重要となっています。そのため、市保健センターが主体となり、保健所・障がい福祉課・相談支援事業所から成る精神保健福祉連絡会を定期的で開催し、関係機関との情報共有・連携に努めています。

###### ●施策の方向

- ◆ 乳幼児健康診査の未受診者対策として、家庭訪問や保育所・幼稚園への連絡を行い、乳幼児の状態を把握するとともに、受診率の向上に努めます。
- ◆ あそびの教室は、開催回数の検討とともに、スタッフの育成を図ります。
- ◆ 成人の各種健康診査は、対象者全員への受診券送付や広報誌、民間企業との連携による検診実施の周知などにより受診率向上を図ります。
- ◆ 生活習慣病を予防するため、各種健康診査や予防教育、相談の充実を図ります。
- ◆ 精神保健相談については、緊急性や長期的対応が求められる相談事例に対応できるようにするなど、相談体制の充実を図るため、関係機関との連絡会や検討会を開催し、連携を図ります。また、こころの健康づくりを中心に産業・労働・教育等も含めた生きる支援としての自殺対策への取組を進めていきます。

● 主な施策

| 施策名               | 担当課    | 施策の内容  |
|-------------------|--------|--|
| 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の推進 | 健康づくり課 | 妊婦健康診査（14回・超音波検査4回・血液検査2回等）や新生児難聴検査を推進します。また、乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）を推進します。 |
| あそびの教室の充実         | 健康づくり課 | 親子の多様なニーズに応えることができるように、専門スタッフの充実を図ります。   |
| 健康相談の充実           | 健康づくり課 | 妊婦・乳幼児相談の充実を図ります。（妊婦乳幼児健康相談・2歳児相談・言語相談・発達相談など）                                 |
| 健康教育・相談の推進        | 健康づくり課 | 総合健康相談、病態別健康相談、禁煙相談、骨粗鬆症予防講座、糖尿病予防対策事業などを推進します。                                |
| 各種健康診査の推進         | 健康づくり課 | 特定健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病健診を推進します。  |
| 精神保健相談・訪問の推進      | 健康づくり課 | 精神保健相談、精神保健に関する講座、自殺予防普及啓発、精神保健福祉連絡会、家族会支援などを推進します。                            |



## ②健康づくりの推進

### ●現状と課題

- 障がいのある人を含め、すべての市民を対象としたさまざまな健康づくり事業を実施しています。
- あらゆる分野に健康の視点を取り入れる「スマートウエルネスシティ構想」を推進し、将来にわたって、人もまちも産業までもが健康で幸せを目指す「健幸」都市「スマートウエルネスみしま」に取り組み、社会参加や地域交流によるいきがづくり等、誰もが自然に健康になれるような社会環境の改善を進めています。
- 「三島市食育基本条例」及び「三島市食育基本計画」に基づいて、各種食育事業を実施しています。今後は、障がいのある人や高齢者を含む多くの市民が、食育を考える機会を増やす必要があります。

### ●施策の方向

- ◆ 「三島市健康づくり条例」及び「三島市健康づくり計画」に基づき、市民誰もが生涯を通じて健康で自立した生活ができるよう健康施策を推進します。
- ◆ 障がいのある人や高齢者を含む多くの市民に対し、各種食育事業などの充実・拡大を図ります。

### ●主な施策

| 施策名             | 担当課    | 施策の内容   |
|-----------------|--------|---|
| スマートウエルネスみしまの推進 | 健康づくり課 | 健幸マイレージ、みしまタニタ健康くらぶ、健幸大学等の事業を推進します。                               |
| 保健委員活動の推進       | 健康づくり課 | 各自治会の保健委員による町内別相談会を開催します。   |
| 各種食育事業の推進       | 健康づくり課 | あらゆる世代への食育を推進するため、各種食育事業を実施します。食育に関する情報提供を、市ホームページや広報誌などを活用し行います。 |



## (2) 医療サービスの充実

### ①医療サービスの充実

#### ●現状と課題

- 一次救急は、三島市医師会三島メディカルセンター・沼津夜間救急医療センターにおいて、内科・外科・小児科の救急を実施しています。
- 緊急手術や入院治療を要する二次救急は、本市を含む広域の医師会で編成する輪番制待機病院体制で、集中治療室により高度救急医療体制を確保しています。
- 休日の産婦人科・耳鼻科・眼科救急は、本市を含む4市2町の当番診療所で診療する在宅輪番制で実施しています。
- 休日歯科診療は、三島市歯科医師会担当医の在宅輪番制で実施しています。また、三島市歯科医師会の協力により、在宅歯科診療や障がい児（者）歯科診療事業を実施しています。
- 市内で安心して子どもを産み育てることのできる適切な周産期医療体制を確保するため、三島総合病院が実施する周産期センターが、周産期医療における役割が確立できるよう支援を実施しています。
- 重症心身障がい<sup>1</sup>があり日常的に医療的ケアが必要な人については、緊急時・急変時に対応してくれる医療機関が少なく、受け入れ先が限定的となっています。
- 静岡県東部地域には、発達障がいのある人を診断する医師・医療機関が他の地域に比べて少なく、専門医・専門機関の配置が望まれています。

#### ●施策の方向

- ◆ 医師会や歯科医師会などの関係団体との連携により、障がいのある人がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。
- ◆ 市内における周産期・小児救急体制の整備を推進します。
- ◆ 診療機能を拡充するために、広域的な体制整備を図っていきます。
- ◆ 障がいのある人に対する医療サービスについて、本市や関係団体のホームページにより適切な情報提供ができるような取組を推進します。

#### ●主な施策

| 施策名                 | 担当課    | 施策の内容  |
|---------------------|--------|--|
| 救急医療体制の充実           | 健康づくり課 | 平日夜間救急、土日祝日救急を実施します。<br>二次救急医療、ICU救急医療、産婦人科・耳鼻科・眼科・歯科救急医療などに対応していきます。      |
| 医療サービスに関する情報提供体制の整備 | 健康づくり課 | 広報誌、市ホームページへの掲載などを行います。  |
| 在宅歯科診療の実施           | 健康づくり課 | 寝たきり等、在宅で歯科に行けない人に対し、歯科医師が訪問診療を実施します。                                      |
| 障がい児（者）歯科診療事業       | 障がい福祉課 | 心身に障がいのある人への歯科診療について、専門の研修を受けた障害者歯科相談医による診療を充実します。また、市内の障害者歯科相談医の情報を発信します。 |

<sup>1</sup> 重症心身障がい：重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複した状態のことをいいます。

### (3) 福祉サービスの充実

#### ① 在宅福祉サービスの充実

##### ● 現状と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は年々増加しているため、在宅福祉サービスの利用者数も増加しています。そのため、サービスの予約が取りにくいなどの課題が生じています。
- 障がいのある本人はもちろんのこと、支える家族の高齢化が問題となっており、『親亡き後』の障がいのある人の生活に対する不安が高まっています。
- 短期入所（ショートステイ）は、高齢化している親の休息（レスパイト）を含め利用ニーズは増加しているものの、利用できる施設に限りがあり、予約が取りにくい状況にあります。重症心身障がいがある人については、痰の吸引・経管栄養などの医療行為が必要な人も多く、看護師などが配置されている施設（医療機関）以外では対応が難しいため、必要なときに短期入所が利用できないという課題があります。
- 障害福祉サービス事業所は、高齢者の事業所に比べて身近に少ないことから、障がいのある人が身近な地域で利用できるサービスの充実が求められています。また、平成 30 年度（2018 年度）からは「共生型サービス」が導入されます。
- 本市の障害者手帳所持者のうち 65 歳以上の割合は、平成 28 年度（2016 年）末で 51.8%です。障がいのある人も介護保険適用年齢に達すると介護保険制度が利用できるようになります。被保険者における介護保険給付と障害者総合支援法の介護給付との適用関係については、当該給付調整規定に基づき、介護保険給付が優先されることになっています。介護保険給付が優先される 65 歳を迎える障がいのある人にとっては、これまで受けていた支援を継続したいとする意向が強い場合があり、両制度の円滑な運用が求められています。

##### ● 施策の方向

- ◆ 障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービス、生活介護（デイサービス）や短期入所（ショートステイ）等の日中活動系サービス等、在宅サービスの充実を図ります。
- ◆ 高齢の障がいのある人が介護給付から介護保険給付へ円滑に移行できるよう、適切な制度運用に努めます。

##### ● 主な施策

| 施策名             | 担当課             | 施策の内容   |
|-----------------|-----------------|---|
| 介護給付の充実         | 障がい福祉課          | 障がいのある人の在宅生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の各種サービスを給付し、充実を図ります。 |
| ふじのくに型福祉サービスの推進 | 障がい福祉課<br>長寿介護課 | 介護保険施設等における障がいのある人への短期入所（ショートステイ）・生活介護（デイサービス）等の提供拡大に努めます。                      |

## ②相談支援体制の充実

### ●現状と課題

- 障がいのある人の高齢化や重度化、障がいの重複化が進む一方で、発達障がいや高次脳機能障がい、難病の患者など、障がいの範囲も拡大しています。
- 相談支援事業の実施により、障がいのある人が相談しやすい窓口の体制整備を図っており、平成 27 年度（2015 年度）より基幹相談支援センター事業を開始し、より一層の相談支援体制の充実に取り組んでいます。
- 基幹相談支援センターでは、地域生活支援事業の相談支援事業を委託している全ての相談支援事業所を毎週招集し、相談支援専門員の能力向上のための会議の開催や、市内障害福祉サービス事業所の職員を対象に職員のスキルアップを目的とした研修会を開催する等、相談支援体制の強化に努めています。しかしながら、三島市の障がい福祉に係る事業所や当事者団体等にヒアリングを行った結果、利用者数に対して相談員の数が不足していること、相談員の質や能力に差があること等、様々な意見が呈されました。
- 地域自立支援協議会への参画や、障がいのある人の権利擁護、日常の消費生活から生じる金銭トラブルの未然防止など、相談支援事業所の役割は今後ますます重要となっています。このため、平成 22 年度（2010 年度）に発足した駿豆地区障がい者自立支援協議会（6市町）を発展的に解消し、本市単独の自立支援協議会「三島市障がいとくらしを支える協議会」を平成 29 年度（2017 年度）に発足しました。この協議会は本市が直面している課題、矯正施設や病院などから社会復帰を目指す場合等の困難事例を解決に導くために、基幹相談支援センターとタイアップを図っています。
- 入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応した、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点整備を進めています。また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行にあたり、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）に対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

### ●施策の方向

- ◆ 相談支援専門員の育成やケアマネジメントの導入、専門機関との連携の強化などにより、発達障がいや高次脳機能障がいなどの専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。
- ◆ 相談支援事業所を含め障害福祉サービス事業所の充実のため、基幹相談支援センターがスキルアップ研修を開催し、相談支援専門員の支援の質の向上、支援者間の連携構築を図ります。また基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援事業所における中核的な機関として、総合・専門的な相談支援、相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止に関する取組を実施します。
- ◆ さまざまなニーズに対応したきめ細かな相談支援ができるように、相談支援事業所を含め地域自立支援協議会の活動の充実を図ります。

## ●主な施策

| 施策名                              | 担当課    | 施策の内容  |
|----------------------------------|--------|--|
| 相談支援事業                           | 障がい福祉課 | 障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援などを行います。相談支援事業所に専門的な相談を委託します。 |
| 障害者相談員事業                         | 障がい福祉課 | 身体・知的・精神障害者相談員が、定期的に障がいのある人や家族などからの相談に応じます。                                    |
| 自立支援協議会事業<br>(三島市障がいとくらしを支える協議会) | 障がい福祉課 | 障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや関係機関のネットワークの構築に向けて、定期的に協議を行います。                    |
| 基幹相談支援センター事業                     | 障がい福祉課 | 地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、成年後見制度の利用支援や障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行い、虐待防止などの対応を充実します。     |

## ③生活支援の推進

### ●現状と課題

- 移動支援事業<sup>2</sup>や日中一時支援事業<sup>3</sup>の利用者は増加傾向にあり、サービスの予約が取りにくいなどの課題が生じています。
- 国が、福祉施設入所者の地域への移行を目標に掲げるなかで、グループホームなど地域での居場所づくりが求められています。市内に設置されているグループホームの数は少ないのが現状です。そのため、障がいを抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活するために、新規にグループホームの設置が必要となっています。しかしながら現状ではグループホーム増設の目途はたっておらず、地域住民への障がいに対する理解の促進など、新規事業者がグループホーム事業に参入しやすいような環境づくりが求められています。
- 身体機能を補うための補装具<sup>4</sup>について、購入・修理の費用を支給しています。また、日常生活用具<sup>5</sup>の給付等を行い、在宅での日常生活の便宜を図っています。
- 聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記<sup>6</sup>者を派遣しています。
- 障がいのある人の経済的な支援として、各種手当を支給しています。また、医療費の負担を軽減するため、保険診療の自己負担分を助成しています。在宅で医療的ケアを必要とする難病の患者や、重症心身障がいのある人の家族等の介護負担を軽減させる事業を実施しています。

<sup>2</sup> 移動支援事業：屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活や社会参加を促すことを目的とする事業です。

<sup>3</sup> 日中一時支援事業：障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

<sup>4</sup> 補装具：身体障がいのある人の、身体機能を補完または代替するために使われる、車いす、装具、義肢などの装具のことです。

<sup>5</sup> 日常生活用具：重度の障がいのある人の、日常生活の便宜を図るために使われる、入浴補助用具、拡大読書器、屋内信号装置などの用具のことです。

<sup>6</sup> 要約筆記：聴覚障がいのある人に対して、会議や講演会などの話の内容をリアルタイムで要約し、文字として伝えることをいいます。要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記者と呼びます。

## ● 施策の方向

- ◆ 自立した生活を送れるようにするため、個々の障がいのある人のニーズに適した移動支援事業や日中一時支援事業などのサービスを提供していきます。
- ◆ 関係機関との連携のなかで、グループホームの整備を促進していきます。
- ◆ 手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進していくとともに、引き続き各種制度の周知を図り、より使いやすい制度へと改善に努めていきます。

## ● 主な施策

| 施策名               | 担当課    | 施策の内容   |
|-------------------|--------|---|
| 地域生活支援事業          | 障がい福祉課 | 移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業などを実施し、障がいのある人の在宅生活を支援します。                                  |
| 補装具費給付事業          | 障がい福祉課 | 在宅の身体障がいのある人に対して、補装具の購入・修理の費用を支給し、自立生活を促進します。   |
| 共同生活援助家賃補助事業      | 障がい福祉課 | 障がいのある人の自立した生活を支援するため、グループホームに入居している人に対して、家賃の一部を助成します。  |
| グループホームの整備促進      | 障がい福祉課 | グループホームの整備を促進するため、地域住民に対して障がいのある人の福祉について啓発を行います。  |
| 各種手当の充実           | 障がい福祉課 | 在宅で生活する重度の障がいのある人や障がいのある児童を扶養する保護者、難病の患者などに対して、各種手当を支給します。                                      |
| 重度心身障害児（者）医療費助成事業 | 障がい福祉課 | 重度の障がいのある人や児童が医療機関等を受診した際の、保険診療における自己負担分の医療費を助成します。   |
| 難病患者介護家族リフレッシュ事業  | 障がい福祉課 | 在宅で人工呼吸器を使用している人、気管切開で頻回に吸引が必要となる人又は学校への登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする難病の患者及び、重症心身障がいがある人の家族等の介護負担を軽減します。 |



#### ④施設サービスの充実

##### ●現状と課題

- 「佐野あゆみの里」は、知的障がいのある人が通所し、創作的活動や生産活動などを行っています。本市の障がい者福祉施設の拠点として、機能の充実が求められています。

##### ●施策の方向

- ◆「佐野あゆみの里」は、個々の特性に応じた支援や家族の負担軽減を図るため、専門職員を配置し、包括的なサービスを提供します。
- ◆障がい者福祉施設間の情報交換のためのネットワークづくりを推進します。また、各施設の役割分担などを明確にし、施設機能の強化を図ります。
- ◆「佐野あゆみの里まつり」を通じて、障がいのある人の福祉についての啓発や、障がいのある人を抱える家族同士また市民等との交流を図っていきます。
- ◆大規模地震や洪水等に備え、市内の障がい者福祉施設との間の連携強化を図ります。

##### ●主な施策

| 施策名            | 担当課                 | 施策の内容   |
|----------------|---------------------|---|
| 佐野あゆみの里管理運営事業  | 障がい福祉課<br>(佐野あゆみの里) | 障害者総合支援法に基づく生活介護を実施し、障がいのある人の地域生活を支えていくとともに、本市の障がい者施設の拠点としての機能を充実します。 |
| 佐野あゆみの里まつり事業   | 障がい福祉課<br>(佐野あゆみの里) | 佐野あゆみの里利用者、その家族および地域住民等との交流を通して、相互に思いやる心を育み、連携を深めていくことを目的に開催します。      |
| 事業所等災害ネットワーク事業 | 障がい福祉課<br>(佐野あゆみの里) | 障がい者福祉施設間でのネットワークを構築し、災害時において、情報の共有化を図れるようにします。                       |

## 2 社会参加（学・職・遊の環境整備）

### （1）療育・教育の充実

#### ①療育・保育体制の充実

##### ●現状と課題

- 神経発達症や発達に課題のある乳幼児の早期発見者数は、乳幼児健康診査などのスクリーニングの精度を上げることで増加しています。保健センターのあそぼう会や療育支援室の親子教室などで親の気づきと理解を促すように働きかけ、関係機関と連携しながら、幼児のより良い発達を促し、その子らしく成長していくことを支援しています。また、保護者の発達に関する不安や悩みの相談に応じ、保護者の育児ストレスの軽減や、育児の見通しをもってもらうことで安心感につなげています。このような支援ニーズの増加に伴い、適切な支援環境の充実が求められています。
- 切れ目のない支援のためのツールとして、平成 26 年（2014 年）から出生児全員に「すくすくファイル」を配布していますが、十分に活用されていない状況があります。
- 市内には療育支援室をはじめとする「児童発達支援事業所」が平成 29 年（2017 年）4月1日現在5か所あります。
- 障がいのある幼児のうち、保育所・幼稚園などに通っている幼児もいますが、保育士・幼稚園教諭を増員しないと対応できないことも多く、職員数が足りないのが現状です。
- 医療的ケアが必要な幼児や、自宅から外出することが難しい重度の障がいのある幼児であっても、適切な療育を受けることができるよう体制を整備する必要があります。

##### ●施策の方向

- ◆ 療育支援室では、相談支援事業・教室支援事業・地域支援事業・児童発達支援事業を行い、安心できる環境のなかで子ども一人ひとりの発達段階に考慮しながら心と体の成長を促すとともに、保護者の気持ちを受け止め、気づきと理解を促していきます。また、切れ目のない発達支援体制のため市役所関係各課と連携し、発達支援システムの構築を目指すとともに「すくすくファイル」の活用を保護者や関係機関に働きかけていきます。
- ◆ 障がいのある幼児の保育所・幼稚園への受け入れ体制を充実するため、保育士・幼稚園教諭の適正な配置などに努めます。

● 主な施策

| 施策名                         | 担当課    | 施策の内容  |
|-----------------------------|--------|--|
| 療育支援室の充実                    | 療育支援室  | 神経発達症や発達に課題のある子どもと保護者への支援のため療育に対する専門性を高めるとともに、専門職の役割を明確に分け、安心・安全のある生活が送れるように支援を実施していきます。   |
| 療育支援体制の整備                   | 療育支援室  | 神経発達症や発達に課題のある子どもとその保護者に対し、ライフステージに応じた支援を切れ目なく継続できる三島市発達支援システムを関係各課と連携するなかで構築し、発達支援センターの設立を目指します。  |
| 障がいのある幼児の保育所・幼稚園への受け入れ体制の確保 | 子ども保育課 | 各保育所・幼稚園における特別な支援が必要な幼児の状況をもとに、保育士・幼稚園教諭の適正な配置などに努めます。   |
| 「すくすくファイル」の活用促進             | 療育支援室  | 母子手帳を申請した人全員に三島市子育てサポート「すくすくファイル」を配布し、子どもの成長を記録していく「子育て記録」としての利用の他、成長過程のなかで、地域で安心・安全な生活を送るため、保健・医療・福祉・教育が連携し、継続した支援を受けられるようにするための「サポートファイル」としての活用を進めていきます。 |



## ②就学支援の充実

### ●現状と課題

- 就学支援の対象となる幼児児童生徒の数は年々増加しています。特に、発達障がい（LD・AD/HD・自閉症スペクトラムなど）についての相談件数が増加しており、保護者は特別な支援が受けられる教育環境を求めています。
- 市内には「放課後等デイサービス事業所」が平成29年（2017年）4月1日現在10か所あり、また各小学校においては放課後児童クラブが設置されています。保護者が就労等により昼間家庭にいない障がいのある児童生徒の、放課後や学校休業日における居場所の確保が求められています。
- 就学支援委員会では、対象となる幼児児童生徒について、適切な支援ができるように努めています。また特別支援学校等とも連携を図り、就学相談を実施しています。
- 進路指導では、各小・中学校において就学支援委員会や進路指導委員会を開き、詳細な記録や報告書、個別の指導計画等をもとに、適切な進路について検討しています。

### ●施策の方向

- ◆ 障がいのある児童生徒の放課後や学校休業日における居場所を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。
- ◆ 就学支援については、対象となる幼児児童生徒の増加や複雑化している就学支援を整理するために、実施方法などを改善していきます。また関係機関との連携のもと、きめ細かく対応できる体制を構築していきます。
- ◆ 進路指導については、学級担任などを窓口にも、保護者と連携し、必要に応じて特別支援学級が設置されている学校や通級による指導を行っている学校の見学などを実施していきます。特別支援学校や他県への進路についての相談も継続して実施していきます。
- ◆ 通常学級に在籍している児童生徒やその保護者・教職員が、特別支援学級や通級による指導、特別支援学校を知る機会を増やしていきます。

### ●主な施策

| 施策名                        | 担当課   | 施策の内容  |
|----------------------------|-------|--|
| 就学支援委員会の充実                 | 学校教育課 | 対象となる幼児児童生徒について、今後の適切な指導の方向性について検討し、よりよい就学支援につなげていきます。                     |
| 進路指導の充実                    | 学校教育課 | 障がいに応じた特別な支援の必要性について、保護者への説明を丁寧に行い、特別支援学級や特別支援学校の見学を通じて特別支援教育についての理解を図ります。 |
| 特別支援学級・通級による指導および特別支援学校の周知 | 学校教育課 | 学校や保護者のニーズに合わせて特別支援学級や通級による指導教室・特別支援学校の見学を実施し、ケースによっては、見学先の担当者との面談を行います。   |

### ③小・中学校における特別支援教育の充実

#### ●現状と課題

- 平成23年(2011年)8月に改正された障害者基本法では、「共に教育を受けられるよう」との文言が追加され、インクルーシブ教育システム<sup>7</sup>の推進が求められています。
- 特別支援教育については、平成15年度(2003年度)から、市内にある全21の小・中学校の校務分掌<sup>8</sup>に特別支援教育コーディネーター<sup>9</sup>を位置づけ、それぞれの学校において校内外の連絡調整に当たり、特別支援教育のまとめ役として活動しています。
- 各小・中学校への巡回相談は、平成16年度(2004年度)から臨床心理士などの専門家により実施しています。障がいのある児童生徒の教育的ニーズを把握し、特性に合わせた支援方法について、教職員や保護者へのアドバイスを行っています。またスクールソーシャルワーカーは、支援が必要な児童生徒や保護者からの相談に応じています。
- 特別支援教育の充実を図るため、専門家チーム(医師・臨床心理士・特別支援学校教員・特別支援学級教員・養護教諭など)を組織し、専門家チーム会議を年3回開催しています。指導・支援が困難な事例を取り上げ、具体的な支援方法などについて検討しています。少ない回数の中かで、効果をあげる会議にしています。
- 各小・中学校の特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、特別支援教育のあり方について共通認識をもつとともに、情報交換を通じて指導・支援方法を学ぶ機会を提供しています。保護者に対しては、学校だより等を通じて、保護者に特別支援教育の目的などを啓発しています。このほか、市ホームページを活用して、特別支援教育のあり方について啓発しています。
- 障がいのある児童生徒が学校生活を安心して過ごせるよう、市内各小・中学校では、屋内運動場の出入口のスロープ化や、トイレの改修を順次行い、また必要に応じて階段に手すりを設置しています。

#### ●施策の方向

- ◆各小・中学校の教員に対して、特別支援教育に関する理解が深まるよう、働きかけていきます。
- ◆専門家チーム会議は、各小・中学校の要望に応えられるように、事例研究・講話などを取り入れ、内容を工夫していくとともに、特定の事例に留まらないようにしていきます。
- ◆特別支援教育コーディネーター研修会をより充実させ、研修参加者が特別支援教育への理解を深めるとともに、指導・支援方法などを学べるようにしていきます。
- ◆特別支援教育の啓発活動の一環として、巡回相談員の協力を得ながら、各小・中学校での校内研修において、ノーマライゼーション、インクルージョンの考え方を広めていきます。

<sup>7</sup> インクルーシブ教育システム：障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

<sup>8</sup> 校務分掌：学校内における運営上必要な業務分担。

<sup>9</sup> 特別支援教育コーディネーター：学校内、または、福祉・医療などの関係機関との間の連携調整役、あるいは保護者に対する学校の窓口の役割を担う人であり、学校の校務として位置づけられていることが特徴です。

● 主な施策

| 施策名                          | 担当課   | 施策の内容   |
|------------------------------|-------|---|
| 巡回相談の充実                      | 学校教育課 | 一人ひとりの教育的ニーズに応えるための的確な支援方法について、教職員や保護者に伝達していきます。また、支援の実施と評価についても学校に協力します。 |
| 専門家チーム会議の充実                  | 学校教育課 | 学習や生活上困難な事例を取り上げ、具体的な支援方法などについて検討し、実際の指導・支援に生かしていきます。                     |
| 特別支援教育についての啓発活動の推進           | 学校教育課 | 学校だよりなどを通じて、保護者に特別支援教育の目的などを啓発していきます。ホームページ上の啓発ページの見直し、更新を図ります。           |
| 障がいのある児童生徒の小学校・中学校への受入れ体制の確保 | 学校教育課 | 各小学校・中学校における特別な支援が必要な児童生徒の状況をもとに、適切な支援などに努めます。                            |



## (2) 雇用・就労の促進

### ① 就労支援体制の充実

#### ● 現状と課題

- 障がいのある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」の実現の理念の下、一定規模の事業主に求められている障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日より引き上げとなります(民間企業：2.0%⇒2.2%、国・地方公共団体：2.3%⇒2.5%、都道府県等の教育委員会：2.2%⇒2.4%)。この法定雇用率引上げにより、障がいのある人の就業の間口は広がりますが、一方、就労の継続が課題となっており、職場により長く定着できるよう必要な支援が求められるようになっていきます。
- 三島市では障害者雇用相談員を、ハローワークで精神障害者雇用トータルサポーターとして業務を行っている人に委託し活動しています。また企業への訪問も行い、障がいのある人の職場定着のための支援を行うとともに、企業等に対して障がいのある人の雇用への啓発・協力を依頼しています。
- 障害者雇用連絡会議をハローワークにおいて開催しています。管内の関係機関などが集まり、障がいのある人の雇用の実態について情報交換し、就労支援対策について検討しています。
- 長い期間自宅に留まり続け、仕事に就くなどの社会生活の再開が難しい「ひきこもり」の状態にある人に対する支援が求められています。

#### ● 施策の方向

- ◆ 障害者雇用相談員による、障がいのある人の雇用相談、企業への訪問、就労している障がいのある人への相談支援を引き続き行っていきます。
- ◆ ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどとの連携を強化し、企業への理解を促進していくなかで、企業での障がいのある人の雇用や実習に理解を求めていきます。
- ◆ 平成 29 年度(2017 年度)に発足した「駿東田方圏域自立支援協議会一般就労システム構築 WG(静岡県主催)」が検討した、「障がいのある人の就労定着のための仕組み作り」について平成 30 年度(2018 年度)以降その取組を実施していきます。
- ◆ 「ひきこもり」の状態にある人は、発達障がいを含む障がいを抱えていることもあるため、障がいのある人の就労をテーマとした広報誌を通じ、本人及び家族に広く情報提供するなか、社会参加の意識を喚起していきます。また自立支援協議会において、福祉的支援を必要としている人に適切な支援が提供できるよう、その方法を含めて検討していきます。

#### ● 主な施策

| 施策名        | 担当課    | 施策の内容   |
|------------|--------|---|
| 障害者雇用相談員事業 | 障がい福祉課 | ハローワークで精神障害者雇用トータルサポーターとして業務を行っている人に委託し、障がいのある人の雇用相談に応じるとともに、企業への訪問を行い、障がいのある人の雇用への啓発を図ります。 |

## ②福祉的就労<sup>10</sup>の推進

### ●現状と課題

- 市内には、障がい者就労支援事業所が多様なサービスを展開しており、障がいのある人が自分に合った事業所を選択できるようになってきています。一方で、作業単価や生産性が低いといった課題や、福祉的就労から一般就労に移行した後、支援が受けられなくなり、就労が長続きしないという課題が生じています。障がいのある人が就労を継続できる支援体制の構築が求められています。
- 平成23年度（2011年度）に組織された、市内の障がい者就労支援事業所による「三島市障がい者就労支援きょうどう隊」の活動も7期目を迎え、充実した情報交換や協力体制により、就労支援を支えています。
- 市内の障がい者就労支援事業所などの自主製品等の販売スペースを、市役所庁舎内（「あったか手づくり販売会」）や生涯学習センター（「すてっぴ」、「じゃんぷ」）に設けています。
- 福祉的就労に従事する障がいのある人の経済的基盤を強化するため、静岡県の工賃向上計画に沿い、工賃倍増を目指し、作業の効率化や業態の多様化が求められています。

### ●施策の方向

- ◆ 今後の障がい者就労支援事業所などの利用見込みを踏まえ、民間事業所などの新規設立を促進します。
- ◆ 「三島市障がい者就労支援きょうどう隊」と連携しながら、「すてっぴ」・「じゃんぷ」を特別支援学級などの生徒の実習の場として確保します。
- ◆ 人手不足が顕在化している農業分野への参入を促し、障がいのある人の工賃を向上させるため、農福連携を進めていきます。

### ●主な施策

| 施策名      | 担当課             | 施策の内容   |
|----------|-----------------|---|
| 職業訓練の推進  | 障がい福祉課<br>生涯学習課 | 生涯学習センターに職業訓練の場や特別支援学級などの生徒の実習の場を確保します。                                 |
| 訓練等給付の充実 | 障がい福祉課          | 障害者総合支援法に基づき、障がい者就労支援事業所などにおいて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などのサービスを給付し、充実を図ります。 |

<sup>10</sup> 福祉的就労：企業などの一般事業所ではなく、障がいのある人が働くあるいは訓練をする意味でも使われる、就労継続支援B型事業所などで仕事をすることをいいます。

### ③就労の継続・安定の支援

#### ●現状と課題

- 障害者雇用相談員を、ハローワークで精神障害者雇用トータルサポーターの業務を行っている人に委託しています。相談員が、障がいのある人を雇用している企業を訪問し、本人への相談支援や就労状況の確認を行っています。
- 平成29年度（2017年度）より、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座が開始され、精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮等を学ぶことができます。
- ジョブコーチ<sup>11</sup>派遣事業は、障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある人に対する専門的支援、雇用している企業に障がい特性に配慮した指導方法や職務内容の助言などを行っています。障がいのある人が就職する上で、必要なサービスとして定着しています。
- 就職している障がいのある人の余暇活動支援を通じて、就労意欲の向上と職場への定着を図るために、ふれあい教室などの交流の場を提供しています。

#### ●施策の方向

- ◆ 障害者雇用相談員による、企業に雇用されている障がいのある人の相談支援や就労状況の確認を引き続き行っていきます。
- ◆ 障がいのある人が安定して就労できるように、ジョブコーチ派遣事業について、周知を図り、サービスの利用促進を図ります。
- ◆ ふれあい教室などの交流の場を引き続き提供していきます。
- ◆ 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労支援事業所等から積極的に物品等の調達を行うよう周知していきます。

#### ●主な施策

| 施策名                     | 担当課    | 施策の内容  |
|-------------------------|--------|--|
| 障害者雇用相談員事業（再掲）          | 障がい福祉課 | ハローワークで精神障害者雇用トータルサポーターの業務を行っている人に委託し、障がいのある人の雇用相談に応じるとともに、企業への訪問を行い、障がいのある人の雇用への啓発を図ります。      |
| ふれあい教室事業                | 障がい福祉課 | 就労している障がいのある人を対象に、料理教室や日帰り旅行、ボウリング大会等を自ら企画し、実施する機会と場を提供するとともに、気軽に集まれる場として、月1回程度「おしゃべり会」を開催します。 |
| 障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達推進 | 障がい福祉課 | 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労支援事業所等から積極的に物品等を調達するよう努めます。   |

<sup>11</sup> ジョブコーチ：就労を希望する障がいのある人に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業を行い、障がいのある人が働きやすいように支援を行うことを業務とする人のことです。また、障がいのある人に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある人の職場適應に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図ることを目的とします。

### (3) 余暇活動の充実

#### ①スポーツ・レクリエーション活動の充実

##### ●現状と課題

- 障がいのある人のスポーツ活動を支援し、自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、障害者スポーツ指導員・スポーツ推進委員の協力のもと、「三島市障がい者スポーツ大会」を毎年実施しています。また、静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」においては、出場申請のサポートをしています。
- 平成 28 年度(2016 年度)に実施した「三島市障害者計画及び障害福祉計画実態調査」によると、最近行った社会参加は「旅行 16.3%」、「趣味などの芸術活動 15.5%」、「スポーツ 14.8%」となっており、今後行いたい社会参加は「旅行 37.5%」、「趣味などの芸術活動 25.0%」、「スポーツ 23.3%」となっており、いずれも今後行いたいとする割合が高くなっています。2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、パラリンピックの自転車競技が伊豆市で開催されることもあり、障がい者スポーツに対する興味・関心がさらに高まってきています。

##### ●施策の方向

- ◆ 静岡県障害者スポーツ協会の協力のもと、障がいのある人が日常生活のなかで気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充に努めます。
- ◆ 「三島市障がい者スポーツ大会」は、引き続き市ホームページや広報誌に掲載するなど、市民に広く周知を図るとともに、福祉団体・事業所を通じて参加を呼びかけます。
- ◆ 障がいのある人を対象としたスポーツ教室やイベントなどに関する情報を収集・発信して、障がいのある人がスポーツに親しみ、いつまでも心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、障がいのある人のスポーツ活動の充実を図ります。
- ◆ 障害者スポーツ指導員のスポーツ健康人材バンクへの登録を促進し活用を図ります。

##### ●主な施策

| 施策名                              | 担当課               | 施策の内容   |
|----------------------------------|-------------------|---|
| 三島市障がい者スポーツ大会事業                  | 障がい福祉課            | 障がいのある人のスポーツ活動を支援するとともに、障がいと障がいのある人に関する市民の理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。 |
| 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充 | 障がい福祉課<br>スポーツ推進課 | 気軽に参加できる障がいのある人向けのスポーツ・レクリエーションイベントに関する情報収集と発信を行います。                        |
| 障害者スポーツ指導員・スポーツ推進委員の活用           | 障がい福祉課<br>スポーツ推進課 | 三島市障がい者スポーツ大会の実施にあたり、障害者スポーツ指導員・スポーツ推進委員に協力を要請します。また、障害者スポーツ指導員の養成を支援します。   |

## ②文化活動の推進

### ●現状と課題

- 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、三島市においても文化プログラム展開に関心が高まっています。
- 三嶋大祭りの「ふるさと芸能フェスタ in 三島（みしまサンバ）」が障がいのある人の社会参加の場となるよう、「佐野あゆみの里」が中心となり「なかよしサンバ隊」として参加しています。年齢や障がいの有無に関わらず、互いの人格や個性を尊重し合って、ともに支え合いひとつのことを成し遂げることをコンセプトにしており、近年、市内障害福祉サービス事業所等に呼びかけを繰り返すことで参加者が増加しています。
- 各小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の学習発表の場として、「なかよし学習発表会」（主催：三島市特別支援教育研究会）を開催しています。
- 文化事業などを実施するに当たり、障がいの有無に関わらず参加できるように、共生社会実現に向けた周知の必要があります。
- 在住外国人との交流を目的に三島市国際交流協会との協働により、「国際交流フェア」を毎年開催し、市民と交流し相互理解を深めています。

### ●施策の方向

- ◆ 「佐野あゆみの里」を中心とした「なかよしサンバ隊」に引き続き参加していきます。
- ◆ 文化事業などを実施するに当たり、障がいのある人も含め広く市民に周知し、より多くの人に参加していただけるよう、ソフト・ハード面を充実するように努めます。
- ◆ 障がいのある人も含め広く市民の参加を呼びかけ、「国際交流フェア」の充実を図ります。

### ●主な施策

| 施策名      | 担当課             | 施策の内容  |
|----------|-----------------|--|
| 多文化共生の推進 | 地域協働・安全課（国際交流室） | 国際交流フェア、英語スピーチコンテスト、語学講座などの国際交流イベント協働開催事業を行います。  |
| 地域交流事業   | 障がい福祉課（佐野あゆみの里） | 障がいのある人の地域社会での生活空間の拡大、人間関係の拡張と、地域社会に対する啓発・理解を促進します。  |
| 文化振興事業   | 文化振興課           | 三島市文化振興基本計画に基づき、「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現に向けて、美術展・芸術祭等の開催、文芸三島の発行、クリエイティブシティ推進事業を通じ、市民の自主的な文化活動への参加機会の拡充と啓発を図ります。 |

### ③生涯学習活動の充実

#### ●現状と課題

- 市民の福祉に対する理解を深めるため、社会教育団体が市内の福祉施設で実施している「福祉体験学習」や「ボランティア活動」などを支援しています。
- 図書館では点字図書や録音図書の貸し出し、インターネットを活用した予約や検索、移動図書館車「ジンタ号」の巡回サービス、来館が困難な視覚障がいのある人のための郵送による貸し出しサービスなどを行っています。
- 図書館の点訳ボランティア・音訳ボランティアの協力により、視覚障がいのある人の読書要望に対応できるよう、点字図書やデジタル録音された CD 媒体の DAISY<sup>12</sup>図書を計画的に作成しています。

#### ●施策の方向

- ◆ 障がいのある人を含め市民に対し、各種講座やイベントの開催情報の提供、質の高い図書館サービスなどにより、市民の学習活動に対する支援の充実に努めます。
- ◆ 障がいのある人を含め市民に対し、インターネットによる情報提供を推進します。
- ◆ 引き続き点訳ボランティア・音訳ボランティアの養成講座を定期的を開催していくとともに、計画的に資料作成を実施し、視覚障がいのある人のための資料を増やしていくことにより、さらにきめ細かな読書要望に応えていきます。

#### ●主な施策

| 施策名                       | 担当課 | 施策の内容   |
|---------------------------|-----|---|
| 点字図書・DAISY 図書を含めた図書館機能の強化 | 図書館 | 各ボランティア一人につき、年1冊の点字図書や DAISY 図書の作成を行います。また、ボランティアの確保、養成に努めます。 |



<sup>12</sup> DAISY : Digital Accessible Information System) とは、デジタル録音図書の国際標準規格のことです。音声データの構造化と、音声と活字・画像データなどの同期再生を主な特徴とします。主に視覚障がいのある人のためのデジタル録音図書の作成や学習障がい (LD) のある人などのためのデジタルマルチメディア図書の作成に使われています。

### 3 福祉のまちづくり（生活環境の整備）

#### （1）住宅・建築物のバリアフリー化の推進

##### ①官公庁施設・公共的施設のバリアフリー化

###### ●現状と課題

- 高齢化社会などに対応したまちづくりとして、高齢者や障がいのある人などを含め、誰もが円滑に移動できる施設を整備するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による建築物移動等円滑化基準の考え方に基づき、バリアフリー化を進める必要があり、各種法制度の広報・周知の推進に努めています。
- 生涯学習センターと公民館では、障がいのある人にも円滑に利用できるよう、出入口のスロープ化や多目的(障がい者用)トイレなどを設置しています。市役所庁舎においても、改修が難しいトイレに多目的シート<sup>13</sup>を設置するなど、バリアフリー化に努めています。市内各小・中学校では、屋内運動場の出入口のスロープ化や、トイレの改修を順次行っています。年齢や障がいの有無にかかわらず、誰でも気軽に利用しやすい環境整備を推進しています。

###### ●施策の方向

- ◆ 障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン<sup>14</sup>に配慮した生活環境の整備を進め、誰もが快適で生活しやすいまちづくりを推進します。
- ◆ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「静岡県福祉のまちづくり条例」に適合するよう、生活関連施設に位置づけられた事業者などに対し、今後も情報提供や相談活動などを行っていきます。
- ◆ 現行の基準に適合していない公共建築物は、順次改善整備していきます。

###### ●主な施策

| 施策名                   | 担当課   | 施策の内容  |
|-----------------------|-------|--|
| バリアフリーに係る法制度の広報・周知の推進 | 都市計画課 | 「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、生活関連施設事業者へバリアフリーに係る法制度の広報・周知を行います。 |

<sup>13</sup> 多目的シート：トイレでおむつ交換、衣服脱着をするためのシートのことをいいます。

<sup>14</sup> ユニバーサルデザイン：まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など、人々がもつさまざまな特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品などの設計（デザイン）のことをいいます。

## ②住宅施策の推進

### ●現状と課題

- 市営住宅の入居者については、高齢化が進むとともに、高齢者や障がいのある人などの単身世帯が増加傾向にあります。
- 住宅確保要配慮者（高齢者、障がいのある人、被災者等）を含め、誰でも円滑に利用しやすくなるよう、市営住宅を順次改善整備しています。

### ●施策の方向

- ◆ 市営住宅の住戸部分や共用部分について、福祉対応型への改善を図ります。

### ●主な施策

| 施策名                 | 担当課   | 施策の内容                                      |
|---------------------|-------|--|
| 市営南二日町住宅<br>全面的改善事業 | 建築住宅課 | エレベーター、スロープの設置、住戸内の段差解消などのトータルリフォームを実施します。 |



## (2) オープンスペースの整備

### ①歩行空間の整備

#### ●現状と課題

- 市内で、障がいのある人をよく見かける、という声が聞かれます。これは、三島市が障がいのある人にとって出かけやすいまちであることの表れと捉えることができます。
- 視覚障がいのある人に対応した音響誘導装置付加式信号機は、三島駅南口スクランブル交差点をはじめ、市内の主要な交差点 12 か所に設置してあります。
- 放置自転車は、障がいのある人にとって歩行の妨げとなるため、随時撤去しています。放置禁止区域の周知徹底と自転車利用者のモラルの向上が必要です。
- 点字ブロックの整備については、既存道路には点字ブロックの設置が可能な歩道が少ないため、主に歩道の新設や拡幅整備に伴って行っています。
- 平成 20 年（2008 年）3月に策定された「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、平成 21 年（2009 年）3月に策定した「三島市バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、重点整備地区を対象に事業を実施しています。今後も重点整備地区内の道路整備を進めていくとともに、重点整備地区外の道路整備についても個別に事業を行う必要があります。

#### ●施策の方向

- ◆ 「あんしん歩行エリア」・「いたわりゾーン」の区域内にある主要交差点は、優先的に音響誘導装置付加式信号機への切替えを実施しており、今後も要望に応じて、県公安委員会（三島警察署）との協議を継続していきます。
- ◆ より一層快適で安全な歩行空間の実現と向上を目指すため、放置自転車については継続して撤去していきます。
- ◆ 点字ブロックの整備については、市道平田新谷線および都市計画道路下土狩文教線の整備に伴い、順次施工していきます。
- ◆ 市道文教町幸原線や市道平田新谷線は、道路改良に伴い段差の小さい歩車道境界ブロックを設置して、障がいのある人などの乗り入れを容易にしていきます。
- ◆ 都市計画道路下土狩文教線は、歩道幅員が 5.5m の区間が計画されているため、歩行者と自転車のすみ分けを行うとともに、水たまりができてにくい舗装により歩道を整備していきます。
- ◆ 「三島市バリアフリー道路特定事業計画書」に掲載された道路に関するバリアフリー事業を推進していきます。

## ●主な施策

| 施策名                  | 担当課                   | 施策の内容  |
|----------------------|-----------------------|--|
| 音響誘導装置付加式信号機設置支援事業   | 地域協働・安全課              | 「あんしん歩行エリア」などの区域内にある主な交差点には、音響誘導装置付加式信号機に切り替えて設置するよう県公安委員会（三島警察署）と協議します。 |
| 駐輪対策事業               | 地域協働・安全課              | 市内に3か所ある駐輪場の運営管理を行うとともに、放置禁止区域内での放置自転車撤去や駐輪指導を行います。                      |
| 市道平田新谷線道路改良事業        | 土木課                   | 道路改良に伴い、要所に点字ブロックを設置し、また段差の小さい歩車道境界ブロックを順次施工していきます。                      |
| 市道文教町幸原線道路改良事業       | 土木課                   | 道路改良に伴い、段差の小さい歩車道境界ブロックを順次施工していきます。                                      |
| 都市計画道路下土狩文教線整備事業     | 都市整備課                 | 車いす利用者、高齢者、通学児童などが安心して通行できるように、歩道内で歩行者と自転車のすみ分けを行います。併せて点字ブロックも施工していきます。 |
| 三島市バリアフリー道路特定事業計画の推進 | 都市計画課<br>都市整備課<br>土木課 | 「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、道路に関するバリアフリー事業を計画に基づき推進します。                        |

## ②公園・水辺空間の整備

### ●現状と課題

- 楽寿園は、多目的トイレの設置や車いす利用者などに配慮した園路整備をしていますが、歴史・文化的価値に配慮しつつも、施設整備の際には、多様な利用者を意識した受入環境の充実が求められています。
- 市内の公園については、園内の段差解消などのバリアフリー化や多目的トイレの設置等が求められています。

### ●施策の方向

- ◆ 楽寿園においては、適度に砂利やマットの設置を行い、車いすなどが円滑に通行できるような園路整備を工夫するほか、よりよい回遊ルートの検証や設備の貸出しなど、歴史・文化的価値と共存するなかでのバリアフリー化を含む誘客環境の充実化を図ります。
- ◆ 市内の公園については、今後もバリアフリー化を計画的に進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が快適で安全に利用できる公園となるよう整備を進めていきます。

## ●主な施策

| 施策名        | 担当課   | 施策の内容   |
|------------|-------|---|
| 園路バリアフリー化  | 楽寿園   | 既存の車いすなどの散策ルートの保全・標示の設置と、車いすなどの貸出し環境の充実を図ります。                           |
| 公園内施設整備の推進 | 水と緑の課 | 公園内の段差解消などのバリアフリー化やトイレの新設・改修の際には、障がい者対応、手すりの設置、和式から洋式便器への変更などを推進していきます。 |

### (3) 移動・交通手段の整備

#### ①移動・交通手段の整備

##### ●現状と課題

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け公共交通機関のユニバーサルデザイン化が進んでいます。特にタクシーについては、車いすで乗車可能な UD タクシー<sup>15</sup>の導入が伊豆地域でも始まりました。
- 一方、自家用車の増加などにより、バス事業者は不採算路線を廃止せざるを得ないなど厳しい経営状況にあり、助成制度を利用した超低床ノンステップバス<sup>16</sup>の導入が難しくなっています。
- 全国的に路線バスの撤退が進む中、市内の路線バス網の維持に努めていますが、地域によってはバス路線数が少ないところがあります。障がいのある人が移動しやすいように、より一層の充実が求められています。
- 障がいのある人は福祉有償運送<sup>17</sup>を利用していますが、福祉有償運送を知らない人が多くいると考えられ、制度の周知を図る必要があります。
- 公共施設など、多くの人々が利用する施設にある身体障がい者等用駐車場に、一般の人が駐車する事例が後を絶たず、本当に必要とする人が利用できない状況にあります。静岡県では県内全域を対象に「静岡県ゆずりあい駐車場事業」を実施し、身体に障がいのある人や妊産婦、高齢者等が必要なときに利用できるよう身体障がい者等用駐車場の適正利用化を図っています。

##### ●施策の方向

- ◆ 超低床ノンステップバスについては、社会的需要から助成制度を維持していきます。
- ◆ 障がいのある人等に対して、福祉有償運送制度の周知を行うことにより、利用者の増加を図ります。
- ◆ 障害者手帳所持者に対して、「障がい者のしおり」や市ホームページにおいて、公共交通機関割引制度の周知を図っていきます。
- ◆ 静岡県で行っている「静岡県ゆずりあい駐車場事業」に引き続き本市も協力していきます。

<sup>15</sup> UD タクシー：ユニバーサルデザインタクシーの略。足腰の弱い高齢者、車いす使用者、妊娠中の女性、子どもを含め誰もが利用しやすい、みんなにやさしい新しいタクシー車両。

<sup>16</sup> 超低床ノンステップバス：出入口の段差をなくし、乗降を容易にした低床バス的一种です。床面高さは概ね 350mm 以下のものを指します。

<sup>17</sup> 福祉有償運送：NPO などが自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用自動車有償運送」です。現在では、道路運送法第 78 条第 2 号に該当しています。

## ●主な施策

| 施策名                | 担当課      | 施策の内容   |
|--------------------|----------|---|
| ユニバーサルデザインバス導入助成事業 | 地域協働・安全課 | バスを快適に利用することができ、移動の利便性・安全性の向上を図るために、超低床ノンステップバスを導入するバス事業者に対して助成を行います。                 |
| 公共交通機関割引制度の周知      | 障がい福祉課   | 障害者手帳新規取得者に対して、「障がい者のしおり」を提示しながら、公共交通機関割引制度の説明を引き続き行います。また、ホームページにおいて周知を図ります。         |
| ゆずりあい駐車場事業         | 障がい福祉課   | 身体障がい者等用駐車場を必要とする人に利用証を交付し、これらの駐車場を利用できる人を明らかにし、利用の適正化を図ります。                          |
| 地域公共交通網形成計画の策定     | 都市計画課    | まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について交通事業者等と検討し、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにします。 |

### コラム

## UD タクシーとは

健康な人はもちろんのこと、足腰の弱い人、車いすを使っている人、ベビーカーを利用する子連れの人、妊娠中の人など、誰もが使用しやすい“みんなにやさしい新しいタクシー車両”であり、街中で呼び止めて利用することも、予約をして利用することもできるタクシーです。運賃料金は一般のタクシーと同一となっています。

UD タクシーの特徴としては、

- ①ゆとりのある車内空間
- ②安全でスムーズな乗降口
- ③幅広で緩やかなスロープ
- ④車いすのまま乗車可能
- ⑤余裕のある収納スペース

等です。

優れた UD タクシーについて、国が認定を行う制度が創設（右図参照）されており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて一層の普及が期待されています。

①レベル2の認定車両



②レベル1の認定車両



③認定を受けていない車両



●乗り合いタクシー車両



## (4) 防災・防犯体制の充実

### ①防災体制の整備・意識の向上

#### ●現状と課題

- 平成28年度(2016年度)に実施した「三島市障害者計画及び障害福祉計画実態調査」では、災害時に必要なこととして「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所57.0%」や「避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制54.0%」が挙げられており、避難をしなければならないときに避難ができるのか、また避難先での避難生活が可能なのか、という2点が障がいのある人の不安材料となっています。
- 災害時などに対応できるよう、障害者手帳所持者(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に避難行動要支援者名簿への登録や、自治会・自主防災組織・民生委員などへの情報提供が求められています。また、この名簿を基に個別の個別支援計画を作成し、地域での避難支援の体制づくりが必要となっています。
- 自主防災組織整備事業補助事業では、毎年多くの自主防災組織及び福祉避難所となる社会福祉施設に対し助成を行っており、市民の防災体制の強化につながっています。
- 住民啓発・教育事業では、自主防災組織リーダー研修会や「防災力アップ!人材育成講座」などを開催し、地域のリーダー育成を行っています。今後、活動が活発でない団体においても、育成されたリーダーを核とした防災力の底上げが必要となっています。
- 自然災害や火災など、緊急時における連絡手段を確保するため、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人(FAX所有者)に対し、緊急通報システム(Fネット<sup>18</sup>)を整備しています。

#### ●施策の方向

- ◆市内の社会福祉施設と「災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定」を締結しており、大規模災害などに備え福祉避難所開設訓練を実施し、迅速な障がいのある人などに配慮した避難生活を送る場所の確保に努めます。
- ◆自主防災組織で実施する防災訓練や防災資機材などの整備にかかる費用の一部を助成し、自主防災組織のさらなる育成や強化を図っていきます。
- ◆自主防災組織事務説明会や避難所運営会議、個別の説明会・出前講座などで、避難行動要支援者の避難支援の協力について、周知及び訓練の実施を働きかけていきます。
- ◆緊急通報システム(Fネット)については、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人への災害情報の伝達手段として、周知を図っていきます。
- ◆障害者手帳新規取得者(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に対して、避難行動要支援者名簿への登録及び自治会などへの情報提供について各自主防災組織の実情にあわせ対応していきます。
- ◆避難行動要支援者計画の周知では、要支援者名簿の掲載に同意している障がいのある人の割合が55%にとどまっていることから、引き続き計画の周知に取り組んでいきます。

<sup>18</sup> F ネット：聴覚・音声・言語障がいのある人が、災害時などにおける情報伝達手段を確保するため、平成9年(1997年)10月に制度化し、NTT回線を使用した緊急情報FAX一斉通報網を確立し、生活の安全・不安の解消を図っています。

●主な施策

| 施策名                             | 担当課                 | 施策の内容   |
|---------------------------------|---------------------|---|
| 自主防災組織整備<br>事業補助事業              | 危機管理課               | 自主防災組織のさらなる育成や強化のための、防災訓練や防災資機材などの整備にかかる費用に関する助成を行います。  |
| 住民啓発・教育事業                       | 危機管理課               | 防災意識の高揚や防災知識の普及を図るとともに、地域リーダーの育成と自主防災組織の強化を図ります。また、障がいのある人に配慮した避難所運営ができるよう開設訓練を実施していきます。                |
| 緊急通報システム<br>(Fネット)への<br>登録申請の周知 | 障がい福祉課              | 緊急通報システムへの登録申請について、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人へ周知を図り、災害情報の伝達手段を確保します。  |
| 避難行動要支援者<br>計画の周知               | 障がい福祉課<br>福祉総務課     | 災害時に自ら避難することが困難である高齢者や障がいをお持ちの方(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に対して避難行動要支援者計画を周知し、要支援者名簿掲載の同意を進め、個別支援計画の策定を拡充していきます。 |
| 事業所等災害ネット<br>ワーク事業(再掲)          | 障がい福祉課<br>(佐野あゆみの里) | 障がい者福祉施設間でのネットワークを構築し、災害時において、情報の共有化を図れるようにします。   |

②防犯体制の整備・意識の向上

●現状と課題

- 犯罪は、ますます巧妙化、多様化しているため、防犯対策の啓発を行っていく必要があります。特に、障がいのある人や高齢者、若年層への防犯知識の啓発方法の検討が必要です。そのためには、防犯活動を実施する団体の育成が重要になります。
- 市ホームページや広報誌を通じて防犯情報の提供を行っていますが、啓発する年齢層などに応じ、効果的な啓発方法を考える必要があります。

●施策の方向

- ◆ 防犯情報は、引き続き市ホームページや広報誌などで発信します。
- ◆ 犯罪被害者支援については、市民に対してその必要性を理解していただくため情報提供などを行います。

●主な施策

| 施策名            | 担当課      | 施策の内容   |
|----------------|----------|---|
| 市民防犯意識<br>啓発事業 | 地域協働・安全課 | 防犯情報の発信、防犯講座の開催、防犯教室、不審者侵入対応訓練などを実施します。地域防犯パトロールの実施支援など行政の防犯窓口として関係機関との連絡調整を行います。 |

## 4 ハートづくり（相互理解と交流促進）

### （1）差別のない社会づくり

#### ①権利擁護のための体制の充実

##### ●現状と課題

- 障がいのある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加にとってあってはならないことです。このため障がいのある人に対する虐待の禁止等を定めた「障害者虐待防止法」が平成 24 年（2012 年）10 月に施行されました。「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」という法の趣旨の下、虐待防止のための取組を実施し、障がいのある人が安心して生活できる地域社会づくりを進めています。
- 全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。この法律では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その負担が過重でないときは、当該障がいのある人の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮を行うことを、行政機関等には義務として、事業者には努力義務として定めています。法の内容を市内企業等に対し周知するとともに、障がいのある人への差別のない社会の実現のための取組が必要となっています。
- これら法律に基づき、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、権利擁護のための体制の充実に取り組む必要があります。

##### ●施策の方向

- ◆ 障害者虐待防止法に基づく市障がい者虐待防止相談窓口を、市民に対し周知します。また、三島市障がい者虐待防止地域連絡会を開催し、被虐待者への適切な支援体制の構築のため、関係機関等とのネットワーク形成を図ります。
- ◆ 障害者差別解消法に対する理解を深めるとともに、平成 27 年度（2015 年度）末に制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三島市職員対応要領」に添った対応ができるようにするため、引き続き職員研修を定期的実施していきます。また市内企業等に対し、法の内容を周知していきます。
- ◆ 障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。また基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援事業所における中核的な機関として、総合・専門的な相談支援、相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止に関する取り組みを実施します。（再掲）

● 主な施策

| 施策名              | 担当課                                | 施策の内容  |
|------------------|------------------------------------|--|
| 障害者虐待防止の推進       | 障がい福祉課<br>福祉総務課<br>長寿介護課<br>子育て支援課 | 障がいのある人に対する虐待を防止するための相談や対策を推進します。  |
| 障害者差別解消の推進       | 障がい福祉課                             | 障害者差別解消法の周知に努めるとともに、同法に対する理解を深めるための職員研修を定期的を実施し、障がいがある人の差別の解消を推進していきます。    |
| 成年後見制度利用支援事業     | 障がい福祉課                             | 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てなどに必要な費用を助成します。      |
| 基幹相談支援センター事業（再掲） | 障がい福祉課                             | 地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、成年後見制度の利用支援や障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行い、虐待防止などの対応を充実します。 |



## ②福祉教育の推進

### ●現状と課題

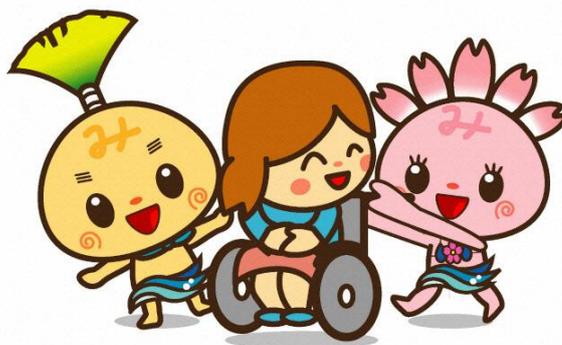
- 各小・中学校での道徳、総合的な学習の時間、特別活動、各教科などにおいて、児童生徒自身が福祉についての調べ学習や、話し合いを通じて、障がいのある人の立場で物事を考える心を養っています。
- 総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育<sup>19</sup>などで、児童生徒は福祉施設を訪問したり、体験活動を通じて、福祉についての理解を深めています。
- 生涯学習まつりにおいて、障がい者就労支援事業所8団体を生涯学習まつり実行委員会に加え、さらなる相互理解を深め交流を促進しています。

### ●施策の方向

- ◆ 総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育などによって展開する体験活動を重視し、実感できる福祉教育を推進していきます。
- ◆ 生涯学習まつりへの参加を通じて、障がいのある人への相互理解を促進します。

### ●主な施策

| 施策名                   | 担当課   | 施策の内容   |
|-----------------------|-------|---|
| 体験活動を重視した福祉教育の推進      | 学校教育課 | 各教科、領域などの教育課程に、福祉について話し合ったり体験したりする場を計画的に設け、福祉について実感できるように取り組みます。                          |
| バリアフリー教室              | 都市計画課 | 小学生を対象に、バリアフリーに対する理解を深めるために、視覚障がいのある人や体が不自由な人の日常生活を疑似体験し、自然にサポートできる「心のバリアフリー社会の実現」を目指します。 |
| 生涯学習まつりへの参加による相互理解の促進 | 生涯学習課 | 社会教育団体と障がい者団体の交流による相互理解を促進します。  |



<sup>19</sup> キャリア教育：児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できるなど、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育をいいます。

## (2) ボランティア活動の支援

### ①ボランティア活動の支援

#### ●現状と課題

- 障がい者施策推進アドバイザーによる、障がい者福祉施設などでの夏休み福祉体験を実施し、学生を中心とした参加者の体験学習を実施しています。
- NPO 法人、ボランティア団体への支援としては、ホームページやメールマガジンによる情報発信と、市民活動センターの充実による活動促進の2点を主として行っています。今後、NPO 法人、ボランティア団体のより自発的・自主的な活動を促進するため、新たな支援方法を模索していく必要があります。

#### ●施策の方向

- ◆ 障がい者施策推進アドバイザーによる夏休み福祉体験の参加者が、ボランティアの意識を持ち、将来的な福祉ボランティア活動へと繋がるようにしていきます。
- ◆ ボランティア活動については、既存のボランティア団体等と協力して、市ホームページや広報誌等を通じて情報発信していきます。

#### ●主な施策

| 施策名                             | 担当課                         | 施策の内容   |
|---------------------------------|-----------------------------|---|
| 障がい者施策推進<br>アドバイザーによる<br>福祉体験事業 | 障がい福祉課                      | 今後の社会を担っていく学生を中心に、障がい者福祉施設でのボランティアなどの体験を通じて、障がいのある人や高齢者、さらには広く社会福祉全般についての意識を高めます。 |
| 市民活動推進事業<br>社会福祉会館事業            | 地域協働・安全課(市民活動センター)<br>福祉総務課 | 市民活動センターや社会福祉会館の会議室などの貸し出し、NPOやボランティア情報の収集・発信、市民活動支援、交流促進を推進します。                  |

### (3) 啓発活動の推進

#### ①啓発活動の推進

##### ●現状と課題

- 三島市の障がい福祉に係る事業所や当事者団体等にヒアリングを行った結果、三島市の障がい福祉の良い点として挙げられたことの一つに、障がいのある人と地域との交流が盛んであることがあります。障がい者福祉施設では、施設行事に地域住民を招くとともに、地域の清掃活動への参加や廃品回収活動などを通じて、地域住民とふれあう機会を設けています。また地域でも、行事等の際に障がいのある人を受け入れる機会が増えてきています。
- 障害者週間<sup>20</sup>関連事業は、広報誌による発信や啓発物品の配布、展示会を開催するに留まっているため、市民と障がいのある人が交流する機会を設ける必要があります。
- 平成 26 年度（2014 年度）より、隔年開催であった「市民すこやかふれあいまつり」を毎年開催に変更し、障がいのある人の福祉について啓発を行っています。
- 「ヘルプマーク」は、東京都が義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。平成 29 年（2017 年）7 月に案内用図記号（JIS Z8210）の規格が見直され、その中に「ヘルプマーク」が追加されました。

##### ●施策の方向

- ◆ 障がいのある人が地域の行事などに積極的に参加できる機会の増加を促進します。
- ◆ 障害者週間関連事業は、市民の参加が少ない現状から、事業のあり方を再検討し、市民に対する啓発の機会となるようなイベントを開催していきます。障害者週間をアピールするだけでなく、障害者週間の理念を啓発する活動も併せて検討していきます。
- ◆ 「市民すこやかふれあいまつり」を通じて、障がいのある人の福祉についての啓発や市民との交流を図っていきます。
- ◆ 「ヘルプマーク」の活用を静岡県が導入した際には、本市も協力していきます。

##### ●主な施策

| 施策名                  | 担当課                     | 施策の内容   |
|----------------------|-------------------------|---|
| 三島市障害者週間<br>開催事業     | 障がい福祉課                  | 障害者週間（毎年 12 月 3 日～9 日）において、関係団体と連携して、障がいのある人の福祉について啓発・広報活動を行い、各種事業を実施していきます。      |
| 市民すこやかふれあ<br>いまつりの開催 | 福祉総務課                   | さまざまな立場や世代の方が気軽に集う機会を提供し、交流を通して市民相互に思いやる心を育み、連帯の輪を広げて明るい福祉のまちづくりを推進することを目的に開催します。 |
| 佐野あゆみの里まつ<br>り事業（再掲） | 障がい福祉課<br>（佐野あゆみ<br>の里） | 佐野あゆみの里利用者、その家族および地域住民等との交流を通して、相互に思いやる心を育み、連携を深めていくことを目的に開催します。                  |

<sup>20</sup> 障害者週間：障害者基本法に定められており、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年 12 月 3 日～9 日に設定されています。

## (4) 相互交流の促進

### ① 自立意識の向上

#### ● 現状と課題

- 障がいのある人の生きがいづくりや社会性の向上を目的に、ふれあい教室事業や心身障がい者レクリエーション事業を行っています。

#### ● 施策の方向

- ◆ ふれあい教室事業や心身障がい者レクリエーション事業を充実し、在宅で生活する障がいのある人の生きがいづくりや社会性の向上を図ります。

#### ● 主な施策

| 施策名              | 担当課    | 施策の内容  |
|------------------|--------|--|
| ふれあい教室事業<br>(再掲) | 障がい福祉課 | 就労している障がいのある人を対象に、料理教室や日帰り旅行、ボウリング大会等を自ら企画し、実施する機会と場を提供するとともに、気軽に集まれる場として、月1回程度「おしゃべり会」を開催します。 |
| 心身障がい者レクリエーション事業 | 障がい福祉課 | 障がいのある人にも、ない人にも障がい者レクリエーションを体験する機会と場を提供し、障がいのある人及び障がい者レクリエーションに対する理解と関心を深める機会とします。             |

### ② 団体・団体間交流への支援

#### ● 現状と課題

- 三島市の障がい福祉に係る事業所や当事者団体等にヒアリングを行った結果、三島市の障がい福祉の良い点として挙げられたことの一つに、事業所、当事者団体、行政等の連携が図られていることがあります。障がい者団体に対する支援を行い、団体の育成・強化を図っています。

#### ● 施策の方向

- ◆ 障がい者団体の育成・強化を引き続き図っていきます。また、若年者の新規会員の加入を進めるような活動を併せて周知していきます。

#### ● 主な施策

| 施策名             | 担当課    | 施策の内容  |
|-----------------|--------|--|
| 障がい者団体の育成・強化の推進 | 障がい福祉課 | 障がい者団体の育成・強化を図っていきます。また、若年者の新規会員の加入を進めるような活動を併せて周知します。 |

## 5 計画推進（推進体制の整備）

### （1）組織・体制の整備

#### ①活動拠点の整備

##### ●現状と課題

- 障がい者福祉を市民に周知するために、啓発活動やボランティア活動を支援し、地域の社会福祉活動を強化するための活動拠点が必要になっています。
- 市民活動センターや社会福祉会館は、会議室の貸し出しや情報収集・発信によって、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う人の活動を支援しています。

##### ●施策の方向

- ◆ 市民活動センターや社会福祉会館の施設提供によって、地域住民と関係団体などとの連携を強め、今後も地域においてともに支え合う仕組みづくりを推進していきます。

##### ●主な施策

| 施策名                          | 担当課                         | 施策の内容  |
|------------------------------|-----------------------------|--|
| 市民活動推進事業<br>社会福祉会館事業<br>(再掲) | 地域協働・安全課(市民活動センター)<br>福祉総務課 | 市民活動センターや社会福祉会館の会議室などの貸し出し、NPOやボランティア情報の収集・発信、市民活動支援、交流促進を推進します。 |

#### ②市民参加体制の整備

##### ●現状と課題

- 「三島市障害者計画」の推進は、三島市障害者施策推進協議会を年に2回開催し、市民や各関係団体の意見を聴取するなかで検討しています。

##### ●施策の方向

- ◆ 三島市障害者施策推進協議会を定期的で開催し、継続的な障がい者施策の審議を行っていきます。
- ◆ 障がい者施策については、市民・関係機関・団体などのネットワーク構築の場である自立支援協議会において協議し、三島市障害者施策推進協議会へ提言を行います。

##### ●主な施策

| 施策名                                      | 担当課    | 施策の内容  |
|--|--------|--|
| 三島市障害者施策推進協議会の開催                         | 障がい福祉課 | 本市の附属機関として、各分野より25人以内の委員を委嘱し、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を審議します。 |
| 自立支援協議会事業<br>(三島市障がいとくらしを支える協議会)<br>(再掲) | 障がい福祉課 | 障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや関係機関のネットワークの構築に向けて、定期的に協議を行います。            |

## (2) 人材の養成

### ① 専門職員等の養成・確保

#### ● 現状と課題

- 聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするため、市民を対象に、手話や要約筆記に関する講座を開設しています。
- 毎年「三島市発達障害療育支援専門講座」を開催し、福祉施設・保育所・幼稚園・学校などにおいて、発達障がいのある人の支援に携わる人に研修の機会を提供しています。
- 基幹相談支援センターにおいては、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、参加者間での連携構築、支援の充実を図ることを目的に、スキルアップ研修を定期的に実施しています。
- 障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、高齢化や障がいの重度化、重複化が進んでいます。その一方で、発達障がいや高次脳機能障がい、難病の患者など、障がいの範囲も拡大しています。このような状況を踏まえ、障がいのある人の多様化するニーズに対応できるように、相談支援事業所の相談支援専門員の確保と専門性の向上が早急に必要となっています。

#### ● 施策の方向

- ◆ 手話や要約筆記に関する講座を引き続き開催し、手話や要約筆記への関心を高め、聴覚障がいのある人への理解とコミュニケーション手段としての確立を図ります。
- ◆ 「三島市発達障害療育支援専門講座」を開催し、発達障がいのある人の支援に携わる人に、引き続き研修の機会を提供していきます。
- ◆ 基幹相談支援センターがスキルアップ研修の開催等を通し、障がいのある人への支援に関係する人材の専門性の向上に努めます。

#### ● 主な施策

| 施策名                  | 担当課    | 施策の内容  |
|----------------------|--------|--|
| 手話講習会実施事業            | 障がい福祉課 | 聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話に必要な技術を習得するための講座を実施します。  |
| 要約筆記入門講座実施事業         | 障がい福祉課 | 要約筆記の基礎的技術を学ぶ機会を市民に提供することにより、参加者の中途失聴者・難聴者への理解を深め、要約筆記の普及を図るための講座を実施します。   |
| 「三島市発達障害療育支援専門講座」の開催 | 療育支援室  | 市内の福祉施設・保育所・幼稚園・学校等において、発達障がいのある人の支援に携わる人を対象に、発達障がい療育支援に関する専門講座を開催し、発達障がいに対する知識と支援の質の向上を図るとともに、支援者によるネットワークの構築を図ります。 |
| 基幹相談支援センター事業（再掲）     | 障がい福祉課 | 地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、成年後見制度の利用支援や障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行い、虐待防止などの対応を充実します。   |

## ②教職員等の研修の充実

### ●現状と課題

- 教職員の専門研修は、平成 15 年度（2003 年度）から校務分掌に位置づけている特別支援教育コーディネーターの研修会を開催しています。また講師の招へいや、幼稚園教諭・市内高等学校教諭・近隣の県立特別支援学校教諭との合同研修会を開催しています。
- 全教職員に対して「三島市発達障害療育支援専門講座」の参加を促し、多くの教職員に研修の場を提供しています。
- 巡回相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校や保護者のニーズに合わせて派遣しています。要望に応じて校内研修として、発達障がいへの理解を深めています。

### ●施策の方向

- ◆ 特別支援教育に関する幅広い研修会を開催し、発達障がいに対する基礎的な知識や、一人ひとりのニーズに合わせた支援を追求していく意識を高める研修内容を実施していきます。
- ◆ 幼稚園・保育所・市内高等学校・近隣の県立特別支援学校と合同の特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携・接続を意識した特別支援教育のあり方を検討していきます。
- ◆ 保育士の質の向上を図るため、障がいのある幼児の保育ニーズにあった研修会を充実します。

### ●主な施策

| 施策名             | 担当課             | 施策の内容  |
|-----------------|-----------------|--|
| 特別支援教育研修会の充実    | 学校教育課<br>子ども保育課 | 特別支援教育コーディネーター研修会、巡回相談による臨床心理士の講話、「三島市発達障害療育支援専門講座」などを通じて、専門的な知識を深めます。 |
| 保育ニーズにあった研修会の充実 | 子ども保育課          | 公立保育所独自の障がい児保育研究会主催の学習会を年2回開催し、講演会などを通じて専門的な知識を深めます。                   |

### (3) 情報提供体制の整備

#### ①情報提供体制の整備

##### ●現状と課題

- 障がい福祉課等の窓口に、拡大読書器や音声コード<sup>21</sup>読取装置を設置しています。
- 市ホームページに、音声で読み上げる機能や文字を拡大する機能を付加し、情報のバリアフリー化を図っています。

##### ●施策の方向

- ◆ 聴覚障がいのある人に対し、市が発信する通知文の末尾に連絡問合せ先として、事務担当者名・電話番号表示に加えて、FAX 番号や電子メールアドレスの記載をします。また、音声認識後に文字として変換表示機能を持つアプリを搭載したタブレット端末の導入等を検討していきます。
- ◆ 視覚障がいのある人に対し、市から郵送する封筒に入れる点字短冊の作成を検討していきます。
- ◆ 多様化する障がい特性に応じた情報提供のあり方を検討していきます。

##### ●主な施策

| 施策名           | 担当課    | 施策の内容   |
|---------------|--------|---|
| 情報のバリアフリー化の推進 | 障がい福祉課 | 本市からの通知文に FAX 番号や電子メールアドレスを記載するなど、多様化する障がい特性に応じた情報のバリアフリー化を推進します。 |
| 点字広報発行事業      | 障がい福祉課 | 視覚障がいのある人に市政の案内を行うことを目的に、広報誌の点訳を行い、配布します。                         |



<sup>21</sup> 音声コード：紙に掲載された情報をデジタルに変える、新開発の二次元シンボルのことです。誰もが簡単に、かつ大量の情報を紙に記録・掲載できます。専用の読取装置をあてると音声で文字情報を聴くことができます。

## 第5章 障害者計画の推進のために

---

### 1 市民・民間事業者・行政の協働

施策を効果的に展開し、さまざまな課題を解決していくためには、市民、NPO、民間事業者などとパートナーシップを結ぶとともに、幅広く市民の意見を取り入れるなど一層の協働の取り組みが必要です。第4次三島市総合計画の考え方のもとに、市民・民間事業者との協働をこれまで以上に重視し、障害者計画の基本理念を踏まえ、一層互いに連携し協力していきます。

### 2 全庁的な推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障がい福祉課を中心とした全庁的な推進体制のなかで、定期的に計画の見直しを図ります。

### 3 計画の管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画の実行について常に点検し、定期的に見直しを行い、「三島市障害者施策推進協議会」などにおいて、計画の進捗状況を報告するとともに、その状況について審議を定期的を実施します。